

平成28年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月14日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年3月14日 午前10時29分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第38号 市道路線の廃止について

議案第39号 市道路線の認定について

出資法人の経営状況説明書について（報告）

1. 公益財団法人可児市体育連盟
2. 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

各部における条例の制定・改正予定又は新規事業について（報告）

1. 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

報告事項

1. 可児市多文化共生推進計画のパブリックコメント結果について
2. 可児市人権施策推進指針のパブリックコメント結果について
3. 可児市一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメント結果について
4. 可児市子どもの読書活動推進計画（第3次）のパブリックコメント結果について
5. 「かわまちづくり」の状況報告について
6. 可児駅東地区（二期）都市再生整備計画事業交付金返還について
7. 可児駅周辺整備事業について

その他

1. 自治会の加入について
2. 都市計画道路について
3. 組織機構の再編について

5. 出席委員（7名）

委員長	野呂和久	副委員長	勝野正規
委員	伊藤健二	委員	中村悟
委員	川合敏己	委員	酒井正司
委員	高木将延		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	横田義弥
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山口和己

8. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	莊加淳夫	建設部長	村瀬良造
水道部長	三好英隆	地域振興課長	村瀬雅也
人づくり課長	川合俊	環境課長	高野志郎
スポーツ振興課長	長瀬繁生	図書館長	細野雅央
都市計画課長	田上元一	都市整備課長	佐合清吾
建築指導課長	守口忠志	用地課長	田中正規

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊ちえ	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

開会 午前10時29分

○委員長（野呂和久君） それでは、皆様おそろいですので、ただいまから建設市民委員会を開会します。

これより議事に入ります。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

まず、議案第38号 市道路線の廃止についてと議案第39号 市道路線の認定については、一括議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○用地課長（田中正規君） よろしく申し上げます。

それでは、御説明させていただきます。

議会の定例配付書類の8番と9番に図面がございますので、こちらで御説明させていただきます。

今回の市道路線の廃止と認定は、可児市坂戸のとれったひろばの北側に計画されております（仮称）ホームセンターバロー可児坂戸店新築工事の開発に関連して行うものでございます。

まず議案第38号の市道路線の廃止でございますが、資料8番の図をごらんください。

図の中央付近、市道7007号線の一部が開発店舗の支障になるため廃止しまして、市道7007号線の必要な部分を両側の市道7003号線と市道7155号線を延長してつけかえるため、まず一旦この3路線とも廃止します。

市道7007号線のうち開発の支障となって完全に廃止するのは、延長が130メートルほどの真ん中の部分だけになります。南北の部分ですけど、こちらになります。

次に、議案第39号の市道路線の認定ですが、資料9番の図面をごらんください。

廃止する市道7007号線のうち必要な部分を市道7003号線と市道7155号線を延長する形で再度認定いたします。市道7003号線は、現在の終点を廃止する市道7007号線の起点部分まで南側に延長し、市道7155号線は、現在の終点を廃止する市道7007号線の間部分を再度取り込むように一部ルートを変えて西側に延長して市道7003号線に連結する形態で認定いたします。

このような形で2路線を再度認定して、地域の交通に支障のないように路線認定を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより議案第38号と議案第39号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第38号 市道路線の廃止についてと議案第39号 市道路線の認定についてを

採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第38号及び議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

それではお諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○委員長（野呂和久君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議題2. 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長 横田義弥さんと公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山口和己さんに御出席をいただきました。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況より御説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） それでは、公益財団法人可児市体育連盟の平成28年度事業計画と予算について、配付資料12によりまして説明させていただきます。

可児市体育連盟は、公益財団法人に移行いたしまして3年がたとうとしております。公益的社会的責任を自覚し、市内のスポーツ団体の先頭に立ち、1ページにあります「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体連」のスローガンのもと、中段にありますように8つの重点を掲げ、各種スポーツ事業を展開しております。

具体的施策といたしましては、重点1. 体制の強化と組織の拡大では、加盟団体の組織強化と会員の拡大を図り、団体相互の協力体制の確立を目指します。

2ページの重点2の財政基盤の確立では、毎年5月に各事業主様に賛助会費のお願いをし、11月には商工会議所にシティーマラソンの協賛、広告掲載等のお願いをしております。

重点3の競技力の向上では、岐阜県民スポーツ大会の順位目標を第3位として、加盟団体が鋭意努力しておりますが、昨年の第8回大会では総合6位でした。来年度は何とか3位入賞を目指しております。

重点4の生涯スポーツの普及・振興では、(2)可児シティーマラソン大会、可児駅伝競走

大会を充実させ、冬季の市民スポーツ参加を促すよう、体連加盟団体の協力を得て実施します。

重点5. 青少年のスポーツ活動の活発化では、スポーツのさらなる活性化のため、各種スポーツ教室を開催して、スポーツに触れることのできる場を提供していきます。

重点6の広報広聴活動では、広報誌「体連かに」を発行しております。また、リアルタイムに体育連盟の情報を体育連盟のホームページや可児市、ケーブルテレビ可児、新聞社等へ情報発信をいたしております。

重点7の体育施設の受託事業では、KYBスタジアムを初め、可児市の体育施設を適正に管理し、体育施設利用者の皆様の利便性の向上に努めております。また、体育連盟所有の錬成館の利用は、加盟団体を初め、登録団体において適正に管理運用していきます。

重点8. 職員の資質向上では、体育施設管理士、体育施設運営士の資格を取得させております。

4ページをごらんください。

平成28年度事業計画の一覧でございます。

平成28年4月24日には第35回可児市総合体育大会の開会式、5月中旬には定時理事会、6月4日には定時評議員会を開催し、平成27年度事業報告及び決算書類の承認と監査報告を行います。

7月17日を中心として開催される第47回可茂地区大会へは、選手・役員300名余りを派遣する予定です。

9月18日、第9回岐阜県民スポーツ大会は、中濃地区を中心に開催されます。こちらは、総合3位を目指すことを、2月上旬に開催いたしました理事会、評議員会の席上で、渡邊会長が強い決意を述べられました。

12月11日は第59回可児駅伝競走大会、平成29年1月下旬に定時理事会、平成29年2月4日定時評議員会、2月19日には第35回可児シティマラソン大会を計画しております。

また、事業一覧に記載はございませんが、プロ野球2軍戦の開催を平成28年6月18日土曜日に予定しております。広報誌「体連かに」は、9月と3月の中旬に発行を予定しております。その他スポーツ教室やトレーニング講習会も随時計画していきます。

事業計画は以上であります。

続きまして、予算について説明いたします。

5ページをごらんください。

経常収益は、基本財産の利息収入1万7,000円、会費収入で加盟団体会費や賛助会費の230万1,000円、事業収益としてスポーツ教室や講習受講料の77万5,000円、体育施設受託事業費4,278万9,000円、センター運営事業収入120万円、合わせまして4,476万4,000円です。

受取市補助金として、体育連盟活動補助金としまして3,014万5,000円、錬成館運営補助金として1,235万1,000円、合わせまして4,249万6,000円です。

受取負担金として、シティマラソンの参加費、協賛金等で529万6,000円、雑収益は79万

1,000円であり、経常収益として9,566万7,000円です。

前年度と比較しますと761万円ほどの減額となりますが、これは人件費等の増加のため、受託事業収益で112万円ほど増額、それから受取補助金等で82万円ほど増額しまして、受取負担金で、平成27年度予算作成時はシティマラソン大会にハーフマラソンの部を実施する予算を立てたため参加料の増加をさせましたが、結果的にハーフの部の開催を見送ったため、今回の予算ではハーフマラソンの分を見込んでいないため減額。それと、2軍戦の入場料等を別予算としたため、958万円ほどの減額となります。2軍戦につきましては、実行委員会を設けて行っており、県の指導によりまして、2軍戦事業は別会計として当予算から除いたためです。

経常費用といたしましては、事業費と管理費に区分されます。

職員給料や福利厚生費や共済掛金負担金などは、各事業での職員の従事割合で案分しております。

まず事業費の予算ですが、総額9,368万3,000円であります。主な支出は、職員の給料、福利厚生費、臨時職員の賃金、合わせまして2,886万2,000円です。これは、人件費の伸びにより55万円ほど増額しています。シティマラソンや各種教室及び施設管理費用消耗品関係で297万8,000円、シティマラソン大会の参加賞や景品関係の報償費に172万円、各大会の冊子及びポスターの印刷製本費に122万5,000円、錬成館の光熱水費に217万5,000円、各種保険料負担金で449万7,000円、加盟団体への助成に807万円、スポーツ施設管理委託料に3,325万8,000円、錬成館の屋根雨漏り補修等の工事費で101万円、減価償却費490万8,000円です。

次に、法人の管理費です。

職員の給料手当、福利厚生費で387万3,000円、消耗品等の各種経費や減価償却費を含めまして736万5,000円となります。経常費用総額では1億104万8,000円を計上させていただきました。経常費用の増減といたしましてはマイナス908万6,000円となっておりますが、この要因としまして、先ほど収入の部でも説明させていただきましたように、シティマラソンにおいてハーフマラソンの部を先送りとしたため、それに係る事業費が減額となっていること、またプロ野球2軍戦の事業費を当予算から除いているためです。

説明は以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

○委員（中村 悟君） 済みません、簡単なことで。

2軍戦の会計を別にしたということですが、それはどこに出てきますか。どこにも出てこないということですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） それについては、もう除いてあります。

○委員（中村 悟君） それはどこを見るとわかるんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 今回の予算書の内容としては出てき

ませんけれども、5ページの(2)の経常費用から3分の2ほど下の負担金という欄がございます。こちらにプラスとして240万円上がっておりますけれども、これを実行委員会への負担金として支出しております。これについては決算のときにまたそれは別にしたものとして御報告はさせていただきますけれども、とりあえずこの実行委員会のほうで入場料等の負担金とこの体育連盟からの負担金として240万円出した金額で運営してもらおうという形でやっていく予定でおります。

○委員（川合敏己君） 今の負担金の2段下がった委託料のところなんですけど、説明があったのかもしれませんが、もう一度ちょっと委託料のところについてお願いします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） これも先ほど収入支出のところでも御説明させていただきましたけれども、マラソン大会の委託料が、ハーフの部を先送りにしたということで委託料も少なくなってきましたし、2軍戦の関係も委託料の部分が出てきますのでその分を差し引いた形で、シティーマラソンでは520万円ほど、それから2軍戦のほうでは200万円ほどの減額となってきますので、その辺で790万1,000円の減額という形になってきます。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明に移ります。

それでは、説明をお願いします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 平成28年度の公益財団法人可児市文化芸術振興財団の事業計画及び収支予算について御説明申し上げます。

先ほどお手元に「ブロッシャー」という小さな簡単なパンフレットですが、お配りいたしました。これは資料ということではなくて、新年度の事業を網羅してあるパンフレットでございます。皆様方にもまたチケット購入の参考にしていただけたらと思ひまして、お配りさせていただきました。よろしくをお願いします。

それでは、配付資料13の表紙をめくっていただきまして、1ページからでございますが、御説明申し上げます。

基本方針からでございます。平成28年度におきましても、「文化芸術の中核拠点づくり」「人と情報の交流拠点づくり」「文化を活かしたまちづくり」を基本方針といたしまして、文化創造センター a 1 a を地域に根づいた劇場として、さらには「人間の家」とするべく運営をいたしてまいります。

項目2つ目にあります a 1 a まち元気プロジェクトにつきましても、基本方針を具現化する事業の総体として引き続き実施をし、文化芸術の持つ力で市民に元気とあすへの希望を届けます。

3つ目の項目、地域、他施設をリードするアーラにつきましても、文化庁より採択されました特別支援施設として、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう、舞台作品制作

事業、貸し館事業、施設管理事業、職場環境の整備等を進め、文化芸術の振興とブランド力の向上を一層推進してまいります。

4つ目の項目、地域拠点契約事業の推進につきましては、劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団と引き続き提携を継続してまいります。質の高い演劇や演奏の公演開催はもとより、ワークショップや出前コンサート等、多彩な活動によって市民との交流をより深めてまいります。

5つ目の項目で、日英地域劇場滞在型共同制作・公演事業の推進につきましては、イギリスのリーズ市のウエスト・ヨークシャー・プレイハウスとの新作音楽劇の共同制作を進め、3年から4年をかけて公演の実現を目指します。また、当該事業を2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国が進める文化プログラムへの参画と位置づけ、文化芸術の活性化と地域諸課題の解決につなげてまいります。

2ページをお開きください。

2ページ目からは、それぞれの事業計画の詳細を示しております。

2ページから3ページまでは鑑賞体験促進事業でございます。全部で21件でございます。主なものについて御紹介いたします。

まず2ページです。

ことは久々に松竹大歌舞伎を計画いたしました。新日本フィルハーモニー交響楽団によるサマー・コンサートとウィーン・フォルクスオーパー交響楽団によるニューイヤー・コンサート、すっかり定着いたしました感のあります文学座による演劇は、演目「越前竹人形」でございます。同じく定番となった落語も、納涼と初席の2つの寄席でございます。一番下にありますポップスは、今後選定してまいります。ちなみに、前年度は小椋佳のコンサートでございました。

3ページ一番上でございますが、鑑賞体験促進事業の自主企画・制作の3事業でございます。

祈りのコンサートは、東日本大震災を忘れないという気持ちをより明確にするため、前年度から、震災の日3月11日にあわせて行うことといたしました。ちょうど3日前に今年度のものを行ったところでございます。

その下の枠は、共催事業でございます。

そして、さらにその下が映画事業。映画館のない本市におきまして、少しでも市民の要望に応えられますように、これまでのアーラ映画祭、アーラ・シネマ・コレクションに続く企画といたしまして、アーラ・キネマ倶楽部と称して、毎月及び特別企画も交えて1年間展開してまいります。

そして、その下が展覧会です。エイブル・アート展を開催いたします。

4ページをお開きください。

4ページに移りまして、まち元気・市民交流促進事業の自主企画・制作公演、これが7件でございます。財団事業の柱の一つでございます。今年度も、大型市民参加事業や a l a

Collectionシリーズ、そして多文化共生プロジェクトなど、作品づくりを進めてまいります。この例年どおりのメニューに、1番にございますオープン・シアター・コンサートと、7番の日英地域劇場滞在型共同制作新作音楽劇公演事業、これが加わります。

オープン・シアター・コンサートにつきましては、前年度、手探りで始めた事業でございますが、障がいや子育て等さまざまな理由で劇場での鑑賞を諦めておられた方々を優先に考えた、新日本フィルハーモニー交響楽団によるコンサートでございます。弦楽8重奏を行いました。できれば、今後こういった催しを継続してまいりたいと考えております。

日英地域劇場滞在型共同制作新作音楽劇公演事業は、先ほど申し上げましたとおり、3年あるいは4年をかけて事業の最初の段階を行ってまいります。台本作成段階での事業展開を平成28年度は考えております。

その下の欄、提携公演につきましては、例年どおりのa la Collectionシリーズとシリーズ恋文の地方公演を行います。

シリーズ恋文は、恋文の題材となっております「恋文コンテスト」を行ってございました秋田県能代市、合併前は二ツ井町というところでもございましたが、そちらのほうでも行う予定でございます。

a la Collectionにつきましては、新潟県の長岡市ほか全部で4カ所、東京都を含めると5カ所で予定しております。

さらにその下の欄から次のページにかけまして、普及啓発事業、ワークショップです。5件の事業がございます。これは、前年度同様の事業構成となっております。

その下が、普及啓発事業、アウトリーチ、4件でございます。

さらにその下へ続きまして、普及啓発事業の講座・講演でございます。ごらんとおりの4件でございます。

6ページに移りまして、人材育成事業ということで、平田オリザの「対話を考える」ワークショップを市内小・中学校の教員を対象に行います。また、おなじみになりました森山威男ドラム道場ですが、ことしは試みとして市内の学校への出張道場も考えております。

その下の欄にございます芸術団体等支援ということで、演劇関係、歌舞伎、若者向け音楽、そしてa laクルーズへの支援を継続して行ってまいります。

その下は、文化祭でございます。市からの受託事業ということで、音楽、美術、文芸、それぞれの文化祭を行ってまいります。

7ページに移りまして、まち元気・市民交流促進事業、最後のその他部門でございますが、アライルミネーション事業を行います。12月下旬から2月中旬にかけて、公募の市民による点灯式を毎日行ってまいります。例年非常に好評をいただいております。

最終欄の事業でございますが、「a la Times」発行などの広報宣伝事業と鑑賞モニター制度の事業、そして今年度より、ひとり親家庭や就学支援を受けている家族をfor

Family分野として追加した「私のあしながおじさんプロジェクト」なども継続して実施してまいります。

以上、全部で56事業を実施してまいりる予定でございます。

続きまして、8ページ、9ページ、これにつきましては平成28年度の収支予算書になっております。

まず収入のほうでございますが、経常収益といたしましては、数値の上から3段目、②事業収益で5億6,653万2,000円でございます。

主なものといたしましては、その下の入場料収益5,048万9,000円、これは自主事業の入場料収入の総額でございます。昨年度予算比で880万円ほどの増額となっております。これにつきましては、先ほどの事業計画でも御説明申し上げましたが、収益目的事業の松竹大歌舞伎を計画したことによる増額が主な理由でございます。

参加料等収益は、ワークショップやビフォーディナー、それに国際劇場会議等の参加料でございます。

講座受講料収益の半減につきましては、常磐津ワークショップの終了及び歌舞伎とおしゃべりの会の開催数の縮小によるものでございます。

1行飛びまして、利用料金収益3,400万円でございますが、これは貸し館の使用料収入の総額でございます。

販売手数料収益の127万円の減額につきましては、昨年貸し館形式の共催で行いましたディズニーライブに係るものでございます。

公演事業収益1,462万1,000円につきましては、a l a C o l l e c t i o nシリーズ第9作のツアー公演とシリーズ恋文第7作のツアー公演の売上収入でございます。昨年度予算比で726万円ほどのマイナスとなっておりますのは、収支を考慮した上での公演日数の縮減等によるものでございます。

その下の指定管理受託収益、指定管理料につきましては、昨年度と同額の4億5,000万円をいただく予定でございます。

その下の文化振興事業受託収益は1,346万円で、昨年度予算比で846万円の増額となっておりますのは、日英地域劇場滞在型共同制作新作音楽劇公演関連事業に対します受託部分を想定しての計上となっております。

その2段下にあります受取国庫補助金につきましては、5,360万1,000円を予定しております。

経常収益の計といたしましては、中段にございます6億3,130万4,000円となっております。平成27年度対比で1,513万3,000円の増となっております。入場料収入や公演事業収益、受託収益と、それぞれの増減との差し引きで全体として増額となっております。

次に、支出でございます。

経常費用につきましては、①の事業費といたしまして5億6,659万円でございます。

主なものといたしまして、経常費用数値の2段目、給料手当が1億3,024万円でございます。

その下の臨時雇賃金につきましては333万7,000円ということになっております。

旅費交通費の約560万円の増額につきましては、日英共同制作関連の事業に伴う渡航費等によるものでございます。

光熱水費につきましては5,166万3,000円で、昨年度予算比で354万5,000円の増額となっておりますが、これは電気料金の値上がりが主原因でございます。前年度予算時点ではなかなか予想がつかなくて、過少であったこともありまして、実勢価格を考慮した今回で増額予算となりました。

すぐ下の賃貸料につきましては、日英共同制作関連での宿泊施設等の需要による増額となっております。

諸謝金の213万円ほどの減額につきましては、常磐津ワークショップの終了と a l a C o l l e c t i o n のツアーの関連企画の縮減によるものでございます。

下から2段目、委託費2億6,948万8,000円でございますが、昨年度予算比で747万7,000円の増額の主たる原因につきましては、日英共同制作事業に係る委託部分でございます。

最終行の手数料は、新聞折り込みや「a l a T i m e s」の折り込み、ごみ処理等に係るものでございます。減額の主な理由は、a l a C o l l e c t i o n ツアー関連企画の縮減と、チケット発行システム利用料が1%減額されたことによります。

9ページ、上から3段目の②管理費につきましては7,155万9,000円となっております。予算が厳しい中で、補助事業もあるので、できるだけ事業費は可能な範囲で厚く見まして、管理費についてはぎりぎりまで査定した形となっております。

経常費用の計といたしましては、中段にあります6億3,814万9,000円となっております。収支といたしましては、当期経常増減額マイナス684万5,000円ということで、見ていただいたとおり赤字予算となっております。不足分につきましては、内部留保を取り崩す形となります。前年度に引き続き、マイナス予算となっております。

赤字予算といたしました理由の1つには、平成26年度予算から指定管理料が1,000万円減額されてきております。また、継続的に採択されてきた補助金も採択されなくなったとか、そういった事情も発生しております。そうした中での平成28年度予算ということで、収入減を見込んだ中での編成となっていること、もう1つは収支均衡をさせて国税を節税するという目的もございます。繰越金が発生した場合、公益法人会計決算ではこの部分、プラスアルファが利益とされまして、法人税が課税されます。平成26年度に市のほうで行っていただきました公の施設の指定管理者監査で、市の監査委員の方から節税も必要ではないかという御意見もいただいた中で、他市公益財団法人の状況等も調べた上で、赤字予算は多くの法人で行われるという状況がありました。公益法人会計は、決算主義ということで決算で判断いたしますので、最終段階まで収支均衡に努力いたしたいと考えております。

10ページからは、予算書事業別内訳表でございます。縦横が逆になりますが、ただいま見ていただきました予算額を一番右の欄に記載いたしまして、それを公益事業目的と収益事業目的の科目別に振り分けたものでございます。ということで、御説明のほうは省略させていただきます。

以上、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） この間、当委員会として衛館長との懇談を行わせていただいたのでわかっておるようですが、ちょっとまだわからんのでお聞きします。2ページの収益目的事業で、小椋佳さんと呼んで、収益目的事業はこれだけなのか、今の8ページの予算説明の中で、事業収支の中で879万8,000円ふえたというのは松竹大歌舞伎云々が収益目的事業の中で説明があったように思えたんですが、どういうふうに解釈していけばよろしいでしょうか。言っておること、わかりますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） はい、御質問の意図は理解いたします。

実は、この制作で増額になった部分の一番大きなものは、イギリスとの共同制作の部分でございます。それと、当然松竹の、これは売り上げにつきましては、単価が高いものですから、増額になった理由としては、歌舞伎を入れたということで入場料がふえたということでございます。費用のほうにつきましては、日英共同制作等の支出で伸びたということでございます。

ポップスにつきましては、私ども、何とか年間に2本ということ当初目的に持っておったんですが、やはり現在、劇場法等も踏まえまして、少しでも地域の方々への貢献をすることから、ポップスにつきましては、予算上、御存じかと思えますけど、有名な方を呼べばそれだけ経費がのしてしまうということで、もうかるのかももうからないのかということがございます。ですが、前年度はポップスを、小椋佳で1本で行きましたが、今回新年度につきましては、まだこれからその辺の採算も考えまして、考えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（川合敏己君） 赤字が出てしまうということから、例えば今文化庁から特別支援施設として5,000万円何がしのお金を国庫の補助金としていただいているわけなんですけれども、これというのは4年目ということなんですけれども、あとどれぐらい期間があるのかということが1点目と、あともう1つは、この額というものに関しては、何か採択するメニューによって変わってくるのか、要するに施設によってちょっと一律ではないとは思ひんですけれども、この点についてちょっと教えていただけますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） まず期間でございますが、これは5年間でございます。ですので、次年度とその次の年でもう終わってしまうという形でございます。何とかこれを、継続がないということではないものですから、そこで切れなないように、私どもとしては国のほうに働きかけてまいりたいと思ひます。大体大きなところは継続が多いところでございますが、安心はしておれませんので、それはそれで頑張りたいと思ひております。

それと、金額につきましては、これは全て事業の計画書を出します。収支を出しまして、2分の1とかそういった補助でございますので、たくさんもらえれば、自分のところで出す分も出さなきゃいけないという形になりまして、その中での採択です。金額につきましては、私どもが思っております補助対象額で出しまして、これの2分の1というふうに出すんですが、やはり総額の中での国での配分もございますので、目減りするということは結果的にあるということで対策しております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 英国のリーズ市のウエスト・ヨークシャー・プレイハウス、文化創造センター a 1 a としては唯一の海外の劇場との交流だと思うんですが、なぜこれは選ばれ、この契約が結ばれたんですか。ちょっと経緯を教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） まず a 1 a の経営につきまして、衛館長、8年前にこちらのほうのお見えになったんですが、まず今の形に文化創造センター a 1 a を持っていこうという形になった原点がイギリスの劇場経営ということで、たしか千九百九十何年かに、何度かイギリスのほうには渡っておられるんですが、その原点がリーズ市のこの劇場にあるということから、交流という形ではなかったんですが、前年度4月から覚書を交わしまして、交流をしていきたいと思いますという形になりました。

その中には、共同制作も目標にしましょう、それともう1つは人事交流をしたいということで、少しでも向こうの精神をこちらのほうに持ってきて、そして少しでも今の特別支援施設として全国に一つの例として広げていきたいということがございました。そして、ちょうど今回2020年に東京オリンピックがございまして、そのための文化プログラムということで、補助金を当てにしたわけではございませんが、そういったこともある中で、国際的な貢献ということを考えまして、覚書にございます共同制作をやってまいりましょうという形で、ただそれは1年、2年でできるものではございませんので、4年、オリンピックの開催にあわせてやっていきたいと思いますという形で話ができたということでございます。

○委員（酒井正司君） 原点は衛館長の人脈といいますか、そういう思いでスタートしたと思うんですが、ただ、世界でただ一つそこが選ばれたという理由までは、ちょっと私は理解できなかったんですが、提携したことですから、相手があることですから、発展的に、費用対効果といいますか、それを期待するわけですが、その点から、8ページの経常費用の事業費の旅費交通費が1,300万円から1,900万円、560万円ほど一気にふえているんですが、これはどういう目的で何人ぐらい、何日ぐらい渡航される予定ですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） つぶさにこちらから何人が何日間、向こうから何人が何日間という計算につきましてはちょっと今資料を持っておりませんが、当然これは最初の2年ぐらいで台本を完成させようということでございまして、その台本にはやはり日本とイギリスの問題、それと国際的な偏見とか人種差別、そういったものも含めて題材に持って内容に盛り込みたいということで、取材がまず中心になるかと思えます。

です。なので、日本からイギリス、イギリスからこちらという形、向こうから来られた場合に

は、私どもの成果として、学校等に入っただいてワークショップをやったり、あるいは台本の途中段階での朗読会をやったりという形で、計画段階から成果を出していきたいなということをおっしゃっています。

一番大きな金額としてはこれが主原因ということですが、何日という形まではちょっとお答えできませんので、申しわけございません。

○委員（酒井正司君） 先ほどのあれで、常磐津教室が中止になったということは存じ上げてはいるんですが、一部には自主的な事業を進めたいというような動きがあったようですが、もうその辺は一切文化創造センター a 1 a としてはかかわらないということでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） やはり事業としてはスクラップ・アンド・ビルドということもございまして、新しいものをやりたいときには何かを犠牲にしなきゃいけないということもございまして。それでこれを犠牲にしたというわけじゃないんですが、私どもとしては、一旦は私どもの事業として休止という形で先生にもお話をさせていただきまして、メンバーの方々にもお話をさせていただきました。

その中で、やはりこの前も成果発表をやられたんですが、すばらしい内容でございました。その方々が自主的にもやりたいということですので、何とか貸し館でも文化創造センター a 1 a を拠点にやりたい、あるいは貸し館であれば、ほかの施設が使えるのであればそのようにということで、私ども全く無関係という形ではなくて、できれば、まだ決定はしていませんが、貸し館というような形で協力できたということは現段階では考えております。自主的にやられる皆様方の意思はかなりお強いものですから、ある意味そういう形では一つ自主的にやられるグループが生まれたなということで、私どもとしてはありがたく思っております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） せっかくの日本の伝統芸能で大きな貴重な存在だと思います。常磐津ってどうしても、どっちかというところがあるんですが、すばらしい伝統芸能ですから、いわゆる日本の伝統芸能にもしっかりと予算を押さえてといいますか、市民のそういう熱意に応えてほしいと思います。海外とのいろんな意味でのアピール事業も大事ですけども、やっぱり市民の文化の基礎といいますか、そのレベルアップにもしっかりと目を向けていただければと思います。以上です。

○委員（伊藤健二君） どうも御苦労さまです。いろいろといい話を聞かせてもらいました。

また、この前の館長との交流で、大分具体的な中身、ソフトの中身がイメージできるようになって大変よかったと思っています。

今私がお尋ねしたいのは、先ほど、外国の公立劇場との一層の提携を図って、提携契約というの、協定と言われたんですかね、を結んでいくというんだけど、それは市の建物である劇場である文化創造センター a 1 a と向こうの劇場が結ぶという形ではなくて、人事交流を含めてソフトの内容、芸術の内容を一つ共同作成していこうということだから、これは公益財団法人可児市文化芸術振興財団と向こうの運営管理している組織というんですか、向こう

の財団なんですかね、よく知りませんが、そこでの協定と。建物としての、場所としての文化創造センター a l a とのウエスト・ヨークシャー・プレイハウスのという形じゃなくて、形態としての契約ということになるんですよね。その確認が1つと、もう1つは、そうやってつくった共同の著作権のようなものはどうなっていくものなんですか。普通こういう国際的なレベルでやろうとしておるのが、よくわからないんですけど、でき上がった作品等についての所有権というか著作権についてはどうなんでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） まず最初の御質問でございますが、覚書につきましては、私どものほうは財団で理事長の名前で結んでおります。ですので、財団と向こうの運営する総合監督との名前で結んでおりますので、市同士とかいうものではございませんが、要は先ほどおっしゃいましたソフト面でのつながりを強めていきたいと思います。その場は、当然ながらああいう建物がないとできない部分がございますが、そんな形で結んでおります。

それと、著作権につきましては、申しわけございません、今のところ、私どうということはないんですが、やはりつくった以上はその財団同士で共有させていただく形になろうかと思っております。当然、台本とかつくった音楽等につきましても、そういう形で携わったところが著作権を持つ形になろうかと思っております。その辺も今ちょうど言っていたいただきましたので、念頭に置きながら進めてまいります。よろしくお願ひします。

○委員長（野呂和久君） それでは、発言もないようですので、経営状況説明につきましては以上で終了をいたします。

参考人の方は、まことにありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○委員長（野呂和久君） 会議を再開します。

続きまして、議題3. 各部における条例の制定・改正予定又は新規事業について、可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 委員会資料1をごらんください。

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正の概要といたしましては、可児市では民間にできることは民間でという考えに基づき、原則として全ての事務事業を対象にアウトソーシングの導入の可能性を検討しており、可能と考えられるものについては導入を推進することとしております。

その検討の結果、平成29年度から体育施設において指定管理者制度を導入することとし、その手続を進めるため、平成28年6月議会に条例改正を上程するものでございます。

内容は、体育施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるように改正するもので

ございます。

指定管理者制度の導入により、多様化する市民ニーズに応えるため、民間のノウハウを生かしたサービスを提供することが期待できるのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（中村 悟君） 一番興味のあるところですので、ちょっと質問しておかないと。

民間に指定ということですが、民間ってどんなようなところを、今わかる時点でいいですけども、想定してみえますか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 一つとして、体育連盟もその一つですし、ほかの市の例でいいますと、大きいコナミとかミズノ、そういうところも一つの相手になるのではないかと、というふうに考えております。

○委員（中村 悟君） それともう1つ、指定管理者になるので、例えばいろんな企画部門ですね、こういう施設を利用して何か企画とか、そういう部門も今回そういうところへ入ってくるんですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 企画運営部門も含めまして、それは指定管理者にやっていただくという形になります。

○副委員長（勝野正規君） 体育施設の施設管理で体育施設の概要がずらっと12点あるんですけども、指定管理するときは、ばらばらになる可能性もあるし、一括になる可能性もあるんでしょうか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今回ここに上げさせていただいた施設につきましては、一括で管理をお願いする予定にしております。

○委員（中村 悟君） 何度もくどいように申しわけないです。

指定管理者の範囲ですけど、今やられておる、例えば施設内の要は維持管理ですね、ちょっとしたところの剪定したりとか草刈りとか、そういったものも含めてですか。今課長のところでやってみえるような使用の調整というのか、そういったことも含めてこの管理者に全部とりあえずお願いするという形になりますか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 確認ですが、シヨウというのは使う意味、日程調整とかそういうものですか。

○委員（中村 悟君） 日程調整です。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それも含めまして、今も施設管理の予約施設もありますので、それを使う方法でやっていきたいと。窓口対応についても、窓口は指定管理者が行うという形になります。

あと維持管理についても、金額にもよりますが、大きいものについては市でやらなきゃいけない部分も出てこようかと思いますが、簡易なものについては指定管理者が行うという形になってこようかと思っております。

○委員（伊藤健二君） 体育施設の概要の⑦に可児市のB&G海洋センターがありますが、詳

しく私は全然知らないのでちょっと意味のない質問になってしまうかも知れませんが、B & G海洋センターというのは、寄附を受けて施設をつくったという経過があるんじゃないかなかったですかね。それで、例えばこの施設の名称をそのまま残すだとかということが義務づけられているとか、何年間は名前を変えちゃいけないだとか、そういうことがあるかないかという話とこの指定管理との関係は、全く矛盾等は起きませんか。

それともう1つは、このB & G海洋センターみたいな、いわゆる体育館及びプールだけど、体育館、ほかの錬成館だとか他の機能部分、体育館の中にこれを含んじゃっている話なのかどうなのかということと、いわゆるコパンだとかアクトスだとかいうような収入のある、いわゆるスポーツジム企業というんですか、そういうところとの兼ね合いで、そういうところが名乗りを上げて手を挙げてくれば委託が可能なような、そういう内容の指定管理になるわけでしょうか。お願いします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今おっしゃられました名称の件につきましては、実は昨年KYBスタジアムを入れるときに、B & G財団のほうにこの名称について確認をさせていただきました。その回答としましては、B & Gという名前は残すようにということで指導がございましたので、これからも残していきます。ただ、これは指定管理をする上での特に問題はないというふうに考えておりますので、このままいきたいというふうに思います。

それから、錬成館のお話でしたが、錬成館の施設は建物自体が市の所有ではございません。これは体育連盟の施設ですので、今回の指定管理の中には含めておらないというのが現状でございます。

あと、プールにつきましては、これは今後指定管理の公募をする中で、例えば今おっしゃられました株式会社コパンとか、そういう具体的なところが名乗りを上げられる可能性もございまして、例えばほかとの共同体という形で名乗りを上げられる可能性もありますので、その中でプールの運営について指定管理者が行っていくという形になるかと思っております。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。やっぱり聞いてよかったですね。

それと、これは質問というより要望ですけど、改正の概要のところには少子・高齢化と財政の硬直化という二大要因を提起されております。少子・高齢化は言わずもがなでよくわかるんですけど、財政の硬直化については、可児市の財政が硬直化しつつあるという認識を持って説明しているつもりなんだろうけど、これはスポーツ振興課で推進していくこの文章をつくるときは、ちょっと安易に使わないほうが私はいいと思う。内容が極めて複雑だし、職員数が少ないことを言いたいのか、それともスポーツにかかる金が限られておるとことを言いたいのか、はたまた何を意味するんだろうかというのがちょっとわかりかねるので、もうちょっと率直なところを書くことでこういうシステムに変えていくという説明理由として掲げるには、ちょっと冒頭にどかつと置くには余りふさしくないなあとというふうに思います。公債費比率の話はどんどん変わってきておるし、地方交付税の代替措置の臨時財政対策債については、今90億ぐらいになるんですけど、これは国が責任を持って戻すというふうに言っておることもあるし、だから10年から20年先の市の姿を見据えながらというときには、この間

題は余り絡めないほうがいいと思います。余分な議論にはまり込んじゃう。

ということで、意見として言いましたけど、よろしく。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見とかはございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もございませんので、以上で終了いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時34分

○委員長（野呂和久君） 会議を再開いたします。

続きまして、議題の4．報告事項1、可児市多文化共生推進計画のパブリックコメントの結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） 委員会資料の2と2-2をお願いいたします。2-2は関係箇所の抜粋となります。

可児市多文化共生推進計画のパブリックコメントの結果についてでございます。

パブリックコメントは、平成28年1月5日から1月25日までの期間に実施し、2人の方から10件の意見が出されました。その意見の内容と市の考え方について簡単に御説明いたします。

まずナンバー1でございますが、これは23ページの施策の柱Ⅰ、これは上ですけれども、「言語における共生」について、日本人市民の役割的な文言を加えるという御意見でございます。

その回答といたしましては、柱の部分では本計画の基本的な考え方について述べており、「言語における共生」は日本人市民に限らず、さまざまな立場から取り組む施策であるため、「日本人市民が」という限定的な表現はとらないということとし、現状のままとしております。

続きまして、ナンバー2です。

同じく、資料2-2では23ページの施策の柱Ⅱの「子どもの教育における共生」について、「日本社会だけでなく母国社会でも」の部分で、「日本社会だけでなく母国を初めとした世界中の国と地域の社会においても」と修正してはという御意見でございました。

この柱の考え方としましては、「誰もが等しく基礎的な教育が受けられる教育環境の整備と就学支援」に主眼を置いておりまして、日本か母国という二択という意味ではございませんが、市の施策としては、まずは現在居住している日本、可児市になりますけれども、と自分のルーツである母国において活躍できる人となるような施策を推進していくことが重要と考えまして、表記の変更は行わない旨の回答をいたしました。

続きまして、ナンバー3です。

計画の24ページになります。

「地域社会における共生」の2、まちづくりへの参画に関連してでございますけれども、多文化共生推進会議設置要綱の「市内在住外国人」について「（5名以上）」という人数枠の設定を追記し、外国人市民枠を現在の3人から5人にふやすという御意見でございます。

委員の具体的な人数を明記することはせず、委員の委嘱に際しては外国籍市民自身の意見が反映されるようにしていく旨の回答といたしました。

なお、まちづくりへの参画は、推進会議に委員として参加することのほか、自治会活動や外国人コミュニティの育成・支援、外国人市民懇話会での意見収集など、さまざまな施策を推進していくことにより実現を目指すものと考えます。

次に、済みません、次のページになりますが、ナンバー4です。

これは、27ページから45ページにかけまして、項目というか四角で囲んであります具体的な施策の全般につきまして、推進事業の内容、これは66項目ございますけれども、そのうち38項目におきまして、主な取り組み主体や関係団体等の欄に「NPO・ボランティア団体等」や「外国人コミュニティ団体」を修正・追記してはという御意見でございます。

主な取り組み主体といたしましては市や国際交流協会等が中心となりますけれども、多くの機関や団体と連携することは施策を進めていく上で有効であると考えられることから、個々の説明については省略させていただきますが、「関係課・団体等」のところに「NPO・ボランティア団体等」を8項目、「外国人コミュニティ団体」を3項目、「国際交流協会」を2項目追加しております。

なお、先日ですけれども、県の担当課のほうからモデル事業として実施されておりましたあんしん賃貸支援事業が、今年度をもちまして廃止となる旨の連絡があったため、12月の建設市民委員会で報告の際には記載のありました、計画36ページのあんしん賃貸支援事業の推進を削除いたしまして、それ以降の項目を、お配りしましたものでは1個ずつ繰り上げております。そのため、資料2-2の項目の36以降は、パブリックコメントの意見の項目と比べまして1項目ずつ前にずれていることとなります。

続きまして、ナンバー5、計画の27ページから28ページの日本語及び母語の学習支援の母語教育に関するところでございます。

御意見です。フィリピン籍の子供の母語は何語とするか、どこでどのように教えていくのか。また、計画の28ページを読む限りでは国際交流協会任せのようであるが、市として指導者の養成をすべきではないかという内容でございます。

フィリピンは公用語としては英語が使用されていることと、現在可児市に住むフィリピンの子供たちの多くはタガログ語圏内であることから、英語とタガログ語を対象とする母語教育を想定していることとお答えいたしました。

また、今年度は、市が国際交流協会に委託して、母語教育及び指導者のブラッシュアップを目的としたグローバル人材育成事業を実施していることや、推進計画の中に母語教育を盛り込むことによって、今後も国際交流協会やその他の団体と連携して事業を推進していく体

制を構築していくという旨のお答えをいたしました。

続きまして、ナンバー6、計画の44ページから45ページになります。

ここには載っておりませんが、この前の計画では、この部分に国際交流という項目がございました。国際交流に関して、市民が外国籍市民にどうかかわっていけばよいのかということについての御質問でございました。

国際交流事業につきましては、市として観光・交流という新たなビジョンにより事業を展開していくこととし、まちづくりへの参画の項目からは外しましたが、多文化共生としてかかわっていただける事業につきましては、今後も連携して推進していくことと、推進計画におきましても今後さらに進んでいくことと想定されます内なる国際化をまちづくりへの参画のポイントとして捉え、施策を推進していくことを回答いたしました。

また、市民がどうかかわっていくのかにつきましては、計画47ページの一番下の4番になりますけれども、前段に役割分担として掲載しましたことと、あと43ページから45ページの地域の社会における共生において推進する施策を通じて、多文化共生や外国にルーツを持つ市民への理解を深めることが市民としてのかかわりの第一歩と考える旨をお答えしました。

続きまして、ナンバー7になります。

計画48ページの役割分担6のNPO・ボランティア団体等の役割について、「より質の高いサービスの効率よい提供」という文言を加筆するという御意見です。

回答としましては、それぞれの団体ごとに担う役割はさまざまでございますが、より多くの団体に担い手として参加していただく観点から、ここでは「より質の高いサービスの効率よい提供」の加筆を行いませんといたしました。

続きまして、ナンバー8。

同じく48ページの8、外国人コミュニティ団体の役割についての中で、「自助」という表現を「共助」に修正するという御意見でございました。

外国人コミュニティ団体の中には、御指摘のあるように「共助」と呼べる活動を行っている団体もありますので、「外国にルーツを持つ市民らが自助及び共助を目的に」と変更させていただきまして、活動目的の範囲を広げる旨をお答えいたしました。

続きまして、ナンバー9の50ページ。

これは、目標指標のナンバー5の就学支援の推進における外国人生徒の高校等への進学率について、目標値が直近値より低く設定されていることについての御質問でございます。

計画の、その次の51ページのところに、上から黒丸の4つ目のところの目標値の設定根拠にありますように、外国人生徒は年度により人数の変動が大きいので、過去5年間の進学率の平均を求めまして、それを上回る数値を目標値として設定した旨を回答いたしました。

最後にナンバー10になりますけれども、これは同じく目標指標のところですが、アウトプットの指標が多く用いられているが、アウトカム指標は導入できないかという御意見でございます。

現状といたしましては、御例示いただきましたアウトカム指標の数値について検証が困難

であることと、定点観測を行う上で指標の変更は最小限に抑えたいということもございました、それらの指標につきましては変更は行わない旨を回答いたしました。

以上のことにつきましては、市のホームページで公表いたしております。

なお、平成28年2月24日にパブリックコメントの結果を反映させた可児市多文化共生推進計画案が、本計画の策定に当たりまして御審議いただきました多文化共生推進会議を代表して委員長、副委員長及び委員6人の方から市長に提言がなされております。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 質疑というよりは前回の繰り返しになりますけど、まず資料2-2の28ページですが、施策の柱の順番ですよ。この計画は、いわゆる多文化共生ですよ。ともに生きていくことの推進、単なる交流ではないわけです。いわゆる地域として一体化して支障のない社会を形成しようという市全体の取り組みなんですよ。

そうしますと、この施策の柱のⅠ番が「言語における共生」、確かにコミュニケーションとして言語というのは非常に大事ですが、けど推進計画というものは、一番下のⅣ番目の「地域社会における共生」、これが目的のはずなんです。目的ね、これが総論です。Ⅲ番「暮らしにおける共生」、これがいわゆるⅡ番目に上がってくるべきで、Ⅰ番の「言語における共生」というのはあくまでもコミュニケーションの手段であり、Ⅱ番目の「子どもの教育」ということは、子供は市民の中の一階層ですよ、一分野ですよ、子供は。成人もおれば、お年寄りもおれば、幼児もいるわけで、一階層をあらわしている言葉なので、これは推進計画という大きな計画でございますので、個人的にはこの順序はふさわしくないといえますか、本末転倒に近いなあという印象でございます。

これは印象ですから、質問に入ります。

まずフィリピン国籍の方が今一番多いので、少なからずその理解と申しますか、その配慮が必要だろうという観点から申し上げますね。

今の2-2の資料の35ページ、上から7行目、「ポルトガル語、フィリピノ語（タガログ語）」と書いてありますね。このフィリピノ語という言葉はありません。これは何かの間違いです。フィリピノというのは、英語でいいますとfilipinoなんですよ。これはジャパニーズという意味です。既に語ということが含まれているんです。だから、ここでいうならフィリピン語にするかフィリピノにしないと、これは明らかな間違いです。

それから、今回のパブリックコメントのほうの3ページの5になります。ここで、回答のほうの2行目「公用語として英語が使用されています」、これは間違いではありません。ただ、つけ加えなければならないのは、フィリピン語が抜けています。「フィリピノ」と入れるか「フィリピン語」と入れるかですが、これが公用語です。国語ともいいますが、公用語です。

念のために申し上げますと、1987年のフィリピン共和国、これは共和国ですが、フィリピン共和国憲法制定のときにしっかりと成文化されていますので、こういう認識をしっかりと持っていたかないと、今フィリピン人がこれだけ可児市におるときに、言語の呼び方

一つ間違っているということで非常に国際的な恥になりますので、いわゆるフィリピン語が公用語であり、フィリピノというのはもっと広い意味でも使います。フィリピン人というときも使います、ジャパニーズという意味ですから。

それと、タガログ語とフィリピン語はかなり重複しています。これは混同されることがよくあるので、これは許される範囲だと思いますが、あくまでも正式なのがフィリピノであり、タガログ語というのはあくまでも方言であるということを指摘しておきます。以上です。

○人づくり課長（川合 俊君） フィリピノ語につきましては、いわゆるジャパニーズと同じ意味で了解しております。ただ、一般的にフィリピノ語というふうに言っている場合が多いものですから、あえてこういうふうにフィリピノ語ということで、酒井さんがおっしゃることはよく了解しております。

あと、タガログ語でございますけれども、かなりタガログ語プラス英語的なイメージでフィリピン語ができているということはよく知っておりますので、ただ表現的には、こういうふうで割と使われているのかなと思ひまして、フィリピノ語ということでありました。ちょっと一回それは検討させていただきたいと思ひます。

○委員（酒井正司君） 学校教育課長が、この間何かのときに、しっかりとフィリピン語という言葉が使われています。ですから、よく理解されているなあというふうに思ひましたけど、そのフィリピノ語というのだけはやめてください。これは明らかな間違いです。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

意見もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

続きまして、(2)可児市人権施策推進指針のパブリックコメント結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） お願いします。

委員会資料の3と3-2をお願いします。3-2は、先ほどと同じように、関係箇所の抜粋となります。

それでは、可児市人権施策推進指針のパブリックコメントの結果についてでございます。

パブリックコメントは、平成28年1月5日から1月25日までの期間に実施いたしまして、2人の方から9件の意見がありました。その意見の内容と市の考え方について、簡単に御説明申し上げます。

まずナンバー1の御意見でございますが、この意見はナンバー2、ナンバー3、ナンバー5、ナンバー7が具体的な意見として関係しておりますので、あわせて進めさせていただきます。

まずナンバー1でございますが、これは指針全体として、その中に具体的な内容や数値目標を求める御意見でございます。

具体的な箇所といたしましては、ナンバー2の別紙の人権施策推進指針の8ページになり

ます。上から5行目の密着した指導者の養成について、何人の指導者、成果の物差しなどについて求められております。

ナンバー3は、同じく8ページの家庭教育のところになります。網かけしてあるところがございますが、どのような機会を設けるのか、具体的な内容や参加率が求められております。

ナンバー5です。指針の16ページ、次のページになりますけれども、いじめの関係機関の連携強化について、何を強化するのかの具体的な内容を求められております。

ナンバー7、指針22ページになりますけれども、地域活動への参加や人材活用のための支援策について具体的な内容が求められています。

以上の意見につきましては、本指針は可児市の人権施策のあり方の方向性を示したものでありまして、具体的な目標や事業展開については分野ごとに策定している基本計画や具体的な施策の展開の中で数値目標等を設定するものであるとお答えしました。

なお、人づくり課といたしましては、本指針に上げた内容について、定期的に点検を実施し、進行管理等行っていきます。

お手数ですが、資料3の最初のページにまた戻っていただきます。

ナンバー4です。指針8ページで、人権擁護委員の活動について、もっと詳細な記述を求められております。人権擁護につきましては8ページの下のほうになりますけれども、8ページに加えまして、指針の6ページ、前のページになりますが、12番のところの人権擁護委員のところで、用語解説として詳細に記述を行っておりますので、この内容をもって御理解いただきたいといたしました。

続きまして、ナンバー6、指針の21ページになります。この部分につきましては、前回指針に記載のありました成年後見制度が抜けておるという御意見でございました。これにつきましては、御意見のとおり重要な制度でございますので、成年後見制度につきまして記述を加えるとともに、23ページの用語解説のところに、2番目になりますけれども、追加いたしました。

続きまして、ナンバー8になります。指針の抜粋では36ページ、次のページになります。その他の人権について、ハラスメントについて言及する必要はないのかという御意見でした。これにつきましては、代表的なハラスメントといたしましては、セクハラ、パワハラがございます。セクハラにつきましては女性の人権の分野のところに記述してございますので、ここでは職場の人権問題であるパワー・ハラスメントについて、例示としてこのように加えさせていただきます形にいたしました。

最後ですけれども、ナンバー9の指針の抜粋では40ページのところになりますけれども、語調が違うという御指摘でしたので、御意見のとおり修正いたしました。

以上の結果につきましては、市のパブリックコメントで公表いたしております。

なお、平成28年2月24日にパブリックコメントの結果を反映させた可児市人権施策推進指針(案)が、本指針の策定に当たり御審議いただきました人権施策推進指針策定委員会を代表して委員長及び副委員長から市長に提言がなされております。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

御発言もないようですので、以上でこの件につきましては終了いたします。

続きまして、議事では第3といたしまして一般廃棄物の処理の件でございますが、説明者の都合によりまして、4番目の可児市子どもの読書活動推進計画（第3次）のパブリックコメントの結果についてを先に議題とさせていただきます。

執行部の説明を求めます。

○図書館長（細野雅央君） それでは、よろしく願いいたします。

可児市子どもの読書活動推進計画につきましては、平成27年12月15日の建設市民委員会におきまして計画案を説明した後、平成28年1月5日から1月26日までパブリックコメントを実施したところでございます。

その結果、お1人の方から3件の質問をいただきましたので、意見に対する市の考え方を今回説明させていただきます。

まず1点目でございます。

可児市で新たに駅前に子育て支援の拠点となる施設を建設することになっていますが、この項目について、図書館で行うサービスですか、新たな施設を想定してのことですかという質問に対してでございますが、この案は、「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる」子育て支援の一環として、現状において保健センターで実施しております「マタニティ・サロン」や「パパママ教室」の機会を捉えて、母親の妊娠期から赤ちゃんと絵本に関する情報を提供することを新たに計画の中に入れるということになったものでございます。

したがって、保健センターが駅前拠点施設に移るから新たに計画を加えたという項目ではなく、保健センターが実施しております2つの講座を活用して、絵本に関する情報や冊子などを図書館から参加者に提供をするというものでございます。

2つ目の意見の新施設で図書の配置はどのように考えていますかということですが、駅前拠点施設に図書館機能が入ることは想定しておりませんが、新施設に児童センター機能が入る予定でございますので、その中に子供と子育て世代を対象とした図書コーナーが設置される予定でございます。そこでボランティアの方々の協力を得まして、絵本の読み聞かせを行うという考えでございます。この項目につきましては、子育て拠点準備室ともすり合わせを行ったところでございます。

意見の3つ目、障がいのある子供に提供できる本とはどのような本ですか。多言語の図書は、現在どのくらいあって、今後どのような言語の本を充実するのですかということですが、障がいのある子供、特に視覚障がい児向けには、いわゆる点字絵本を中心として蔵書を行っておりますが、今後はこういった点字本に加えて、電子書籍などの普及にあわせて音声図書も充実させていくとともに、多言語図書についても、英語やポルトガル語などの図書を引き続き充実させていくという考え方でございます。ちなみに、現在、多言語の図書は1,217冊を蔵書しているということでございます。

以上のように、計画の一部を修正するという意見ではございませんでしたので、可児市子どもの読書活動推進計画につきましては原案のとおり策定することといたしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もございませんので、この件に関しましては以上で終了いたします。

それでは、午後1時まで休憩といたします。午前の部、大変お疲れさまでした。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時59分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、(3)可児市一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメント結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（高野志郎君） それでは、済みません、可児市一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントの結果についてということで、これにつきましては、平成27年12月の議会に可児市一般廃棄物処理基本計画（案）ということで、委員の皆さんにお示しをさせていただいたと思います。その後、平成28年1月5日から25日、パブリックコメントを実施させていただきました。実施しました結果、意見・御提案はありませんでした。それを受けまして、確定をさせていただいて、平成28年2月18日に廃棄物減量審の審議会で協議をさせていただきまして、2月25日、市長に答申をさせていただいたものであります。

きょうについてはパブリックコメントの結果ということですので、結果については意見がありませんでしたので、こうした意見なしということになりますけれども、きょう、お手元のほうに概要版ということで、きょう実は刷ってきたので、まだ正式ではありませんが、概要版ということで提出させていただきました。こうした中身の中で、基本施策のほうで、食品ロスの削減とか、災害ごみの対応とか、そういったことで取り組んでいくということで、告知のほうをこれから進めさせていただきたいと考えておりますので、この基本計画については以上の流れで今処理をしていますということで報告です。よろしく申し上げます。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 可児市の、この間分別回収その他進めてきて、ごみは出さない、それからごみになる前にリサイクル化するとか、いろんな方策をとってきましたよね。一般廃棄物処理で、特に燃やすごみ、可燃物等については、量的には今どういう流れになってきているんでしょうか。可燃物は余り質問してはいけませんか。

○環境課長（高野志郎君） きょうの午前中の質疑でもありましたけど、可燃物については現状維持です。

可燃物についてはそうですけど、あとごみは不燃・可燃いろいろありますけど、全体では

今減少、人口減もありますので、減少にはなるかなと思っています。

ただし、可燃についてはまだまだ今のとおり現状で、1万7,000トンぐらいですか、推移していますので、1人当たりの排出量も可燃でいくと、済みません、細かい資料はないんですけど、480グラムぐらいからその程度、1人1日出されるのが、可燃についての現状です。

そういったことで、先ほどの午前の質疑にもあったように、ごみの減量化に向けた補助金等いろいろ施策をさせていただきながら、ごみの減量に取り組んでいきたいと考えています。

○委員（伊藤健二君） ささゆりクリーンパークは日常の処理能力が、80トン釜が3つ、トータルで240トンだけど、常時160トンの処理能力で推移してきた、時々釜の使用をかえながらということだと思えます。

途中で、そんなにごみを減らしていいのかとって、一般論的にはごみって減らすのが正しいことは前提の上の話だけど、お釜を燃やして、ちょうどいいころ合いで燃やすにはどうこうという話が一時期冗談ぽく出ていましたけど、そういう点でいくと、ずんずん減って行って、1基で運転するということまでにはならない、その辺の今後との流れですよ、どういう想定でいくのか、ちょっとその辺、わかる想定があるなら教えてほしいんですけど。

○環境課長（高野志郎君） 各市町村は減量に取り組むというのは当然かと思えます。

でも、組合については2市8町村で組合形式でやっていますので、それぞれの市町村も減量には取り組んでいるのは間違いないと思えますけど、ささゆりクリーンパークのプラントの運営までは考慮しておりませんので、とりあえず可児市のごみの減量を進めております。

ひいては、負担金もその分当然削減できるというふうな施策をやっていますので、今のところ可児市としては減量にあくまでも取り進んでいくという考えを持ってやるというのが、今のうちの環境課の考えということに御理解いただいています。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

続きまして、(5)「かわまちづくり」の状況報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） 可児市かわまちづくり基本構想・基本計画の策定につきましては、平成27年度、平成28年度の2カ年の債務負担で予算をいただきまして、事業をスタートさせておりまして、ことしは1年目ということでございます。

昨年の6月議会で、こんな形でスタートいたしますよということを御報告させていただきましたが、1年おおむね経過したところでございますので、現時点での状況の報告をさせていただくということと、あわせて今後の予定についても御報告をさせていただきたいというふうに思います。

きょう、お手元のほうには、1枚もので大変恐縮なんですけど、「かわまちづくり」とは何ぞやということから、今後の予定までということで、簡単につくらせていただいた資料がございまして、そちらをごらんいただきながら御説明をさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

まず「かわまちづくり」とはということで、これは平たく言いますと国土交通省の支援制度の名称でございます。我々の地域が有しています歴史であるとか景観、文化、それから観光といった資源と、それから地域の住民の皆さんや我々行政、そして河川管理者が持ついろんな知恵を生かして、河川を中心とした水辺の整備や利用、利活用によって良好な空間形成を図るということと、地域活性化につなげていこうとする取り組みでございます。

地域の住民の皆さん、そして市町村、それから河川管理者が一体となって、「かわまちづくり」の基本構想、それから基本計画を策定いたしまして、国に申請をし、登録することによって、さまざまなハード・ソフト両面における事業の推進が図られるということになります。

今般、計画の対象となっております木曾川の左岸エリアにおきましては、既に地域住民の皆さんが主体となられて、木曾川渡し場遊歩道を整備されているのは御案内のとおりでございます。

また、中山道の渡し場跡であるとか、旧ライン公園といった歴史的な資源、それからカタクリで有名な可児川下流域の自然公園であるとか、木曾川の清流といった自然的な資源、さらには可児市における観光ランドデザインの作成であるとか、Kルートの整備、そして土田渡多目的広場の整備計画、さらには民間の観光施設など、多くの自然や歴史文化資源があふれておるところでございます。

また、対岸の美濃加茂市におきましても、既に「かわまちづくり」計画を策定して、計画に基づいた事業を展開しておられます。対岸との連携というのも模索をしていかななくてはならないというふうに考えております。

そうしたさまざまな与条件をもとにいたしまして、今般、木曾川左岸エリアを対象とした「かわまちづくり基本構想・基本計画」を策定することとしたものでございます。

かわまち計画の策定によります効果といたしましては、河川管理者である国土交通省におかれましては、かわまち計画に基づいたいわゆる直轄河川である木曾川の整備計画、整備が推進される、例えば護岸の整備であるとか、そうしたものが国の事業としては進めていけるということになりますし、また我々可児市や地域の住民の方にとってみると、河川区域内におけるいろんな占用などの規制緩和ということが進むということで、ハード・ソフトさまざまな事業の推進が図られるということになります。

市町村にとりましては、かわまちによる直接的な補助金があるということではないのですけれども、いわゆる個別の事業の推進が図られるということで認識をいたしております。

裏面のほうをお願いいたします。

基本構想・基本計画には何を盛り込むかということで、簡単に書かせていただいております。

まず基本構想におきましては、「かわまちづくり」の基本の理念でありますとか、地域の将来像、そしてその実現のための取り組みの方向性について取りまとめをいたしたいと思っ

ております。

また、その基本構想を受けまして、基本計画におきましては、取り組みの具体的なメニューでありますとかスケジュール、それから推進体制などについて取りまとめをいたしたいというふうに考えております。

今年度、これまでの進捗状況と今後の予定でございますが、まず現況の確認ということで、木曾川の現況でありますとか法規制、それから利用状況などを現地調査を含めて整理をいたしますとともに、既に木曾川とかかわりを持っていらっしゃる木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんとの懇談会や日本ライン漁業共同組合、それから観光協会の皆さんからのヒアリング、それから河川管理者である国土交通省との現地立ち会い、そしてさらにはこれから利用が見込まれるであろう子育て世代の皆さんへのアンケートなどを実施しまして、「かわまちづくり」に関するさまざまなアイデアや意見の洗い出しを行ったというところでございます。

そして、そうした基礎資料を整理いたしまして、平成28年2月10日でございますが、学識経験者や関係団体の代表の皆さんにお集まりをいただいて、第1回のかわまち協議会というのを開催いたしまして、基本的な方向性などについて議論をしていただいたというのが現況でございます。

また、平成28年3月11日付で、ちょうど先週でございますけれども、今渡と土田の住民の皆さん2,000名を対象にしたアンケート調査を実施しまして、さらなる地域住民の意向を把握しているというような状況でございます。

今後につきましては、平成28年9月ごろまでにかわまち協議会をおおむね4回ほど開催したいというふうに思っております。基本構想・基本計画を策定いたしましたら、河川管理者である国土交通省との協議を経て、国、本省のほうに登録申請を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

したがって、具体的なかわまちに関する開発に基づく事業展開ということになりますと、平成29年度からというような形になるかというふうに考えております。

現状の説明としては以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（高木将延君） 美濃加茂市との連携というお話があったんですが、美濃加茂市のほうは太田橋の対岸のところはもう工事が始まっています、ああいう形で目に見えてくると、市民の皆さんからも今後どうなるんだというような質問が多くなってきたんですが、そのあたり、美濃加茂市と同じような路線でいくのか違う方向性でいくのかとかというのは、決まっていたら教えていただきたいんですが。

○都市計画課長（田上元一君） 美濃加茂市のほうは、もう既に計画を策定して、事業のほうが進んでおられます。旧日本ラインシュロスのところですかね、あそこでもう既に事業が始まっておりますが、我々との関連性でいいますと、美濃加茂市においては、周遊性ということが一番望んでおり、我々のほうもそれを望んでおります。ちょうど美濃加茂市の堤防のところを皆さん昼間歩かれておりますが、太田橋、それから中濃大橋を渡って、我々のほうの

木曾川左岸や堤防をくぐって一周できるような周遊性を持たせたいよねというのが一つ大きな課題としてあります。ちょうどあの辺を歩くと1時間ぐらいで歩けるというふうに思っておりますので、そうすると太田橋のところからうまいこと遊歩道につながる、それから中濃大橋のところをうまいこと上がっていきみたいなところをしっかりと整備しなくちゃいけない。それは、国土交通省の河川管理者のほうに今しっかりとお願いをしているところでもあります。

もう1つは、美濃加茂市のほうは、どちらかという、かわまちという中ではまちのほうに割とメインでありまして、駅周辺の整備とかそちらのほうまで入り込んでいるようなところがあるんですけども、我々のほうはまさに川を中心にして、それから我々のほうが、美濃加茂側には大変失礼ですが、あのような構造物がありませんので、堤防のような、本当に自然的なものを生かしながら、それを皆さんと一緒につくり上げていくという意味では、そこが可児市のかわまちとしては特異性のあるところかなと。

それで、連携という意味では、そういう周遊性のほうを確保していきたいというようなことを考えております。以上です。

○委員（高木将延君） もう1点。周遊性を考えた場合に、太田橋から今の遊歩道までをどのようなルートで行くか。あそこは結構車通りも多いですし、安全性の確保をお願いしたいんですが、どのように考えているか教えてください。

○都市計画課長（田上元一君） 国土交通省と何度か現地調査をしたときに、太田橋の上流側に歩道がありますので、渡るのが難しいということで、あそこから下をくぐれないかと。下をくぐって、それで今の遊歩道のところにうまいことつながられるような護岸の整備をしていただけないかということで、国土交通省もそれは決して不可能ではないということで、今回の計画の中でできれば具体化をしていきたいというふうに考えているということなので、あそこがうまいことつながれば、歩道を使ってそのまま下において、遊歩道のほうまで行けるといような形になるというのが1点であります。

それから、中濃大橋のほうは、今、中濃大橋の上が非常に危のうございますので、これは道路管理者のほうとも打ち合わせをしながらということで、もう少し歩きやすいような形にしていきたいということもお話をしているというところでございます。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 今、橋の上が危ないという話があったんですけど、もうちょっと具体的にはっきり言うと、あそこは今、人がおりていく状態にはなっていないんですよ。階段は多少あって、行けますけど、長くて急な階段があるのと、そこを自転車も車椅子も全てびゅうっと行けという状態になっているようで、かといって車道のほうは行けないので、人が散策して歩いていく、あるいは一定の二重、三重の隊列を組んでいくというふうにはなっていないところを整備するというので要請をしているということと理解していいですか。

それからもう1つは、その要請に対して国土交通省側、国の側は、つまり国道の橋の管理者側は、それを整備してもいいという意向を持っているというふうに理解していいんですか。

○都市計画課長（田上元一君） 進捗の度合いとして、まだそこまでは行っていないというふうな理解をしております。周遊性を持たせたいということに関して可児市と美濃加茂市が同様の意向を持っているということに関しては、国土交通省としては腹に入っているということです。

具体的には、先ほど太田橋のところの具体的な話を申し上げましたが、あそこはそんな形だよねということがある程度、我々と国土交通省の間でも何となく意見が一致をしているところですが、まだ中濃大橋側のところについてはそこまで詳細なところまでは至っていないというのが現状であります。

しかし、間違いなく今回のところで周遊性というのは一番のキーになる場所ですので、我々としてはぜひとも危なくない中濃大橋、それから太田橋、そして周遊できる散策というものは確保していきたいなあというの思っておるところです。以上です。

○委員（伊藤健二君） ついでなので聞きますけど、周遊性を達成しようと考えたら、この図から見たら、可児川下流自然公園よりもさらに下流側に橋でも一つあったら一番いいのにねと誰しもが思うんですけど。

というのは、中濃大橋がこの全体のエリアの中のほぼ真ん中か6割程度のところに来ているので、全ては中濃大橋を越えないと、そこを経由して越えないと、向こうの下流側もこっちの側の下流側にも来られないとか行けない、行き来できないというような、ちょっと周遊性というには少し幅があり過ぎるかなと思うので、そういう話も素材にのってくる対象だというふうに考えていいんですか、どうでしょう。

○都市計画課長（田上元一君） ちょっとこれ見にくうございますけれども、41号沿いにKルートがあるというのが一つございます。今の周遊性からちょっと離れるところですが、かわまち協議会の中でも一つ、今のKルートのルートというのが41号に一旦出ており、大変危ないということで、何とかこれをもう少し中側に入れられないんだらうかという話がありました。

そうすると、可児川との間に少し橋でもかけられないかなあなんて話が。そうすると、そこから可児川下流域自然公園のほうに直で行けると。皆さんも遊歩道から堤防道路を歩いて可児川下流まで本当に自然を楽しみながら行けると、途中で41号とかを挟まずに行けるよということがあって、そういった橋のアイデアというのが、実は第1回目の協議会の中でアイデアとして出されたというふうに思っております。

そういう意味では、我々の左岸側としては、そうした一つのルートのほうをしっかりと整備していきたいというのは、ある意味ではあります。

一方で、対岸側とという話になりますと、基本的には周遊性は、今のところは太田橋と中濃大橋の間のループというのが一つの周遊というところを考えておりますので、まずはそこをしっかりと固めていきたいなあというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

続きまして、(6)可児駅東地区（二期）都市再生整備計画事業交付金返還についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） 資料のほうは、6番をお願いいたします。

可児駅東地区（二期）でございますが、都市再生整備計画事業交付金返還について、今回御説明をさせていただきます。

このことにつきましては、平成26年1月17日の建設市民委員会におきまして、事業の進捗状況を報告させていただく中で触れさせていただいておりまして、進捗がちょっと思わしくなかったということで、金額的に交付金をお返ししなければならない可能性があるよというようにお話をさせていただいたところでございますが、事業のほうも完了いたしまして、交付金の額が確定いたしました。それによりまして、過充当となっておりますので、今回3月補正によりまして予算の対応をお願いしておるということでございますが、資料のほうで御説明させていただきますと、この事業につきましては、平成21年から平成25年にかけて二期事業ということで実施いたしました。一部、用地の関係で平成26年度には繰り越しをいたしました。総事業費といたしましては18億9,800万円ほどでございますが、補助率につきましては40%という補助率の事業で行いました。交付限度額につきましては、総事業費の40%でございますので、7億5,900万円ほどが限度でございましたが、交付済み額となっておりますのは8億6,900万円ということで、差し引きいたしますと1億1,014万8,000円でございます、これが過充当になっておりますので、返還ということでございます。

事業の内容といたしましては、道路整備とか電線共同溝、あと土地区画整理事業、駐輪場、水防センター、公園整備等を行ったわけでございますが、この行った事業の交付金でございますが、社会資本整備総合交付金という事業で行っておりまして、この交付金事業は計画内の事業間流用や年度間流用が可能でございまして、単年度の返還とか繰り越しの手続が不要であるという自由度の高い制度でございまして、当事業におきましても平成21年度から平成23年度までに交付限度額のほぼ全額が交付されまして、当市といたしましては計画事業の完了を目指しましたが、可児駅前線の用地買収が難航いたしまして、契約締結に至らなかったことによりまして、道路築造と電線共同溝などが施工できず、今回交付金を返還するという形になったものでございます。

なお、今回残事業となりました事業につきましては、ただいま第三期ということで事業を行っております。これは平成26年度から平成30年度までに実施するというので、この残事業につきましても三期事業で対応するというので進めておるというような状況でございます。裏面を見ていただきますと、赤色でハンチングしたところがございますが、ここが用地的に難しかったということで、二期事業では対応できなかったということでございますが、三期事業でここら辺のところも今対応いたしてございまして、最終的には県道可児金山線、こ

こまでタッチするというようなことで進めておりますので、今回御報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） ちょっと教えてください。

第三期計画では対応するというのですが、土地が要するに買えなくてずれ込んできて、締め有机会に間に合わないのもそれは一旦返して、期としては1個ずらして次の期、第三期に回したという説明ですが、要は土地は買えるか買えないか、ちょっとなかなか、毎回聞くと買う努力をしてみえると言うんだけど、努力しておるのは重々承知しています。問題は、そういう目鼻が立ってきたのか、まだ目鼻も立っておらずに、とりあえず第三期にしたけど、下手をすれば第四期も第五期もあるのかという話、要するに目鼻が立たないんですよ。

これだけ公共性がある、あそこへ来るとわかるんだけど、ずぼんと某料亭の横のあたりでぐにゃっと曲がって今大変な状態になっていますけど、あそこが解決すればほぼ計画の主要な側面は整備されるというふうに理解をしていたんですけど、どうなんでしょうか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 今お話がありました、この裏面の地図のほうで見ていただきますとハンチングしてある左側のほうでございますが、ここの部分につきましては、移転のほうはおおよそ、新しくうちはもう建てられてみえますので、今月末から来月初めぐらいには取り壊しにかかれるかなあというふうに思っております、それが済みますと、工事のほうにつきましては秋前後から入れるんじゃないかというふうに今予想しております。

あと残りの左側のほうの交差点にタッチするところでございますが、ここについては今、用地課を含めて、用地交渉のほうに当たっておるということでございますので、御報告させていただきます。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

続きまして、(7)可児駅周辺整備事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） 可児駅周辺整備事業につきまして御報告させていただきます。

可児駅周辺につきましても、かなり継続で何年もやっておりますけど、ある程度最終段階に入ってきましたし、駅前周辺が少し変わるということで、事前に御報告をさせていただきたいということで、今回御報告させていただきます。

可児駅につきましては、平成27年度より東西自由通路整備に着手いたしております、平成30年3月末をめどに進めております。駅前広場につきましては、それが終わりました平成30年4月から平成31年3月末をめどに整備する予定でございます。

それでは、資料の事業予定のところ、事業予定表とございますが、ここを少し見ながら御説明させていただきますので、お願いをいたします。

東西自由通路につきましては、今申しましたように現在詳細設計に取り組んでおるという

ような状況でございまして、実際の建設工事につきましては平成28年11月ごろから、これはJR東海に委託してございますので、取りかかってくるということで、完了は平成29年度末ということでございます。

あと、先ほども申しました、東西ですけれども、駅前広場につきましては、自由通路整備が着手いたします平成28年度の前期に、ただいまあります既存のロータリーの中の支障物件とか、移設しなければいけないものとか、撤去しなければいけないものにつきまして工事を行いまして、仮設の乗降場を設置するというところでございます。

また、この自由通路が完成いたしますと、ただいまあります地下道と、北側にございます今広踏切については閉鎖する工事を行います。

それでは、資料の裏面を見ていただきますと、ちょっと色のついておるものでございますけれども、平成28年11月ごろから平成30年3月ごろまで、このような形状で暫定で供用させていただくということでございます。これは予定図でございしますが、その中で自由通路につきましてはJR東海をまたがるということで、色は赤っぽい色で囲んであるところでございます。ここが施工ヤードになりますので、仮囲いで周囲をぐるっと囲うという形になって工事を行うということでございます。

それに伴いまして、歩行者の方や、あと駅利用者の方の動線が一部変更となります。特にJR可児駅と名鉄新可児駅を、今結構真っすぐな形で多分移動されておると思いますが、それが施工ヤードの関係で仮囲いが少し飛び出たような形になっておりますが、この関係上、少し迂回するような動線に変わります。

あと、既存の地下道とか多文化共生センタープレビアの横にあります駐輪場については、動線は変わりません。

あと、西口のロータリーは、仮囲いがどうしてもこれだけ必要になりますので、非常に狭くなりますが、このような形で暫定で供用するという形になってしまいます。

なお、ロータリーにつきましては、今、東のロータリーですけれども、南と北に島が2つ分かれるような形になってございまして、こんなような形でしばらくの間、今の形とは少し変わるような形で使っていただくということで、事前に市民の方とか駅利用者、あと駅を利用している学生さんが多い高校とか、バスとかタクシー会社ですが、既に事前に案内とかそういうのもしておりますし、平成28年4月には広報「かに」にも載せたいと思っております。

あと、駅にも案内掲示板など立てまして、このような形になるというような周知・連絡をしておるところでございまして、御承知おきいただくということで、今回御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（高木将延君） 工事中のことについて少しお話しさせてもらいたいんですけど、今、JR可児駅と名鉄の新可児駅って直線でかなり、通勤・通学時間帯、人が動くんですけど、この形だとかかなり危ないような気がするんですが、安全性の確保をしっかりとお願いしたいんですが。

○都市整備課長（佐合清吾君） 施工ヤード上、ここにどうしてもこれだけのヤードが必要ということでございますので、ヤード的には変更は難しいというふうにJR東海のほうと協議もいたしております。

あと、事前に注視というような、先ほどお話しいたしました、そういうような関係を徹底するのと、あと実際に工事が入ってきましたら、施工業者とそこら辺のところ、何か仮囲いでもある程度スリットの、要は透明な板を入れるとか、カーブミラーを立ててみるとか、そういういろんな方法が考えられれば対応していきたいというふうに、今のところは考えておる状況でございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 暫定供用期間のいわゆる進入禁止エリアですけど、水色の横模様がちょっとついたりしたところ、タクシーの下とか、一時パーキングの下とか、そういうところはそれなりにわかるんですけど、この駐輪場の北側に当たるWCのマークとの間ですが、ここは公園も一部含まれているんじゃないですか。その部分は専用になんか使ってしまうということですか。公園は公園で使えるんでしょうか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 駅の東の広場については、まだ実施設計、修正ですけども、段階でございます。来年度それに実施設計を行うわけですが、この今お話にあったところはちょっと一段低いものですから、そこら辺、あと今あるのは木が植わっておるとかそういうような状況で、将来的にはここも広場の一帯になってきますので、今回木があるところやそこら辺についても切ってしまうというような形になりまして、そこをまたある程度きれいにしちゃって開放しても、またすぐに本格的な整備にかかるという二度手間になってしまいます。そういうことは避けたいということで、エリア的にどうしてもここは必要かという、暫定の間はそうではございませんので、ここについては簡易な仮囲いですね、バリケード等で囲って入れないような形にしておいたほうが安全かなあということで、そのような方向で進めていく予定をいたしております。以上です。

○委員（中村 悟君） 供用期間の、バスとかタクシー専用の側から左側のロータリーのほうへ行くところのバッチンがありますよね。バッチンがあるのは、要はこちら側から駅のロータリーのほうには回れないということで、その境はフェンスか何かをびしゃっと張ってもらえるんですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） これは非常にわかりにくかったかもわかりませんが、島が南と北にございますので、ここは基本的には行き来をするといろいろ危ないです、北から入ってきたグリーンラインですけど、緑色の矢印になっておりますけど、これについては、北から入ってきた人は南のほうの一般車両用のところへ逃がそうということで、あとバッチンについては、今のところはバリケード程度で、いざというときにはすぐ動かせるような形にしたらどうかというふうには考えておるところでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言はございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

○委員長（野呂和久君） 議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時39分

○委員長（野呂和久君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、その他となります。

(1)自治会の加入についてを議題といたします。

これにつきましては、先般、議会報告会でのグループでの市民の皆様との意見交換会をする中で、意見としていただいたものの中で委員会として取り上げていくということで、今回、自治会の加入についてと、あと都市計画道路について、この2点についてを委員会として取り上げるということとなりました。今回、執行部の方から現状、状況等の説明をいただいて、委員さんの間で共通認識を持っていただくということで行います。

それでは、執行部の方の御説明をいただきたいと思います。

○地域振興課長（村瀬雅也君） では、よろしくお願いします。

皆様のお手元には、委員会資料の8ということで、自治会の加入率の表がそれぞれあると思います。平成27年度、それから平成22年度、平成17年度と、5年ごとの10年間の変化ということで、それぞれ見ていただいたとおりでございますけれども、平成17年が合計で66.8%という加入率です。

便宜的に加入率という言い方で出しておりますけれども、正確な加入率ということになるとまたちょっと別でして、数字としては、客観的に出せるものが加入世帯、これは自治会のほうから報告を受けておりますので、そのトータルの数字です。あと、登録世帯は可児市の人口として登録している世帯ですので、それで分母で割っているということで、加入世帯というのが実際は2世帯が1としてカウントする場合がありますので、それは無視した形で便宜上出した数字ということで御理解いただきたいと思います。

済みません、話の途中ででしたが、66.8%が市で出した便宜的な数字です。これが平成22年におきましては64.6%ということで、この間、5年間で2.2%の減があるわけでございます。

それからもう1つ、平成27年度の10月1日現在で見させていただきますと、これが63.1%ということで、1.5%の減ということになっております。午前中の委員会の質疑の中でもお話しさせていただきましたが、この間に東日本大震災等がありまして、その減の率に関しては歯どめがかかっているような状態だと考えております。

先ほどの話で少しありましたけれども、分子の加入世帯については、多世代の世帯は2世帯でも1件でカウントされている場合が自治会の場合が多いものですから、特に高齢者世代と生計を一にする世帯につきましては、高齢者の方と世帯分離することによりまして負担の軽減ができるということもありまして、核家族世代に比べて世帯分離している場合が多いと思われます。このため、大型団地に比べまして旧来の住宅地区においては、多世代住宅というか多世代で住んでみえる率が高い地域においては、加入率として低い数値になっているこ

とが顕著になっているということだと思います。

この辺のことにつきまして、数年前に世帯分離の状況について内部で調査したということで話を聞いておりました、その段階で、例えば住所表示が同じで世帯が違う方というのがどのくらいあるだろうかということで調べていただいて、さらにそれでアパートに居住する世帯数を引いて出しますと、今渡地区とか川合地区、下恵土地区、この辺で低くなっておりますけれども、これらについてもそういったカウントをした場合には8割近くまで加入率としては出てくるのではないかとということを前に計算した経緯がございます。

ただ、これも例えば同一世帯というか、同一自治会員でも住所表示が違う場合もありますので、その辺まではカウントできないので、あくまで正確な数値は出せないということがございますけれども、そんなようなことが言えると思います。

この数値につきましても、一番加入率の高い桜ヶ丘ハイツが91.6%から88.3%に落ちていきますので、この率の3%が何を意味するものか、その辺が分析としてはまだ不十分かもしれませんので、今後またそういったことについても研究していきたいなどは考えております。

説明としては以上で終わらせていただきます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

それでは、今御説明をいただいた内容で何か御質問とかございましたら。

○委員（酒井正司君） 自治会からのということなので、どういうふうかなあとちょっと気になるんですが、実は私が自治会長をやっておるときに、下水道施設を市に移管するというタイミングだったものですから、そういうことからの延長線上で、同一敷地内に2世帯がある場合は1世帯とみなすという自治会の規定をつくったことがあるんですよ。それは負担金の問題、別の目的だったんですが。今は逆に、役員の負担の問題で、もう一回分離せいかいような動きがあるんですが、その2世帯の扱い、例えば1軒の2世帯住宅で住んでいる場合はどうか、あるいは同じ敷地だけど2軒建っているとか、その辺の分類といいますか、世帯数の数え方ってどういうふうなんですか。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 住民登録の世帯につきましては、あくまで世帯として1世帯ですので、それは居住が1つの家屋であっても世帯が分離されておれば2世帯ということになりますし、違う建物でもやはりそういったことはあると思いますので、一概に家屋の形態といいますか、居住形態にはかかわらないと考えていただいたほうが良いと思っております。

それで、加入に関しての世帯につきましては、自治会からの報告数ですので、自治会が自治会として1軒としてお金を会員扱いして取っている人数といいますか、そういう形だと思います。

私自身の話で恐縮ですけど、私の自宅も実は母屋と離れとあります。底地が若干違うので番地も違います。ですけども、自治会としてはうちの親と私が同一世帯として1世帯で加盟しておりますし、世帯としては、実は登録世帯としては別世帯に私のほうもなっています。

○委員（川合敏己君） 今、今渡、川合、下恵土あたりは、私の今聞いた認識では、戸建ての

家、いわゆるアパート等を抜いた、そういう数字は持っているようなことをちょっとお話しされたんですが、実際、市のほうは、全市的にそういった数字を持っていらっしゃるんでしょうか。というか、常に更新していらっしゃるんでしょうか。それをお聞かせください。

○地域振興課長（村瀬雅也君） これは、今約8割ぐらいに上がるのではないかというお話をさせていただきました。これは、平成25年度に、そういった実際どうなんだということで、そういうカウント、これは非常に手間がかかりますので、なかなかすぐに今、毎回、毎年更新しているわけじゃなくて、その時点で同じ住所で世帯が分けていたところを台帳上から確認して、数値で引っ張ってきて、さらにその住居の住宅地図からアパートであるとかそういったところの部分、番地の方を抜いて算定してみたという、仮に試算してみたということです。ですから、そのときだけです。常に持っているわけではありませんけれども、そのときのその数値を見ると、今渡、川合においてもそういったアパート世帯が非常に多いということもありますので、戸建ての中ではかなり入ってみえる率としては高いのではないかと、実質のですね、ということを確認したことが1回あるということです。

○委員（川合敏己君） そうなんですよね。実際、戸建てであれば、私の住んでいる地域でも多分8割、もっと9割ぐらい行くところもあるんじゃないかなと思うんです。

ただ、市役所が出す数値が余りにもアパート・マンション等を含めた数字で出していらっしゃるものですから、どうもちょっと変に誤解をされてしまう。それで変に求められてしまうというような部分もあるのかなというふうには思うんですけれども、何とか、手間はかかるんですけれども、もちろん世帯の件、今の課長の説明にもありましたように、そういった多少の誤差は出るにしても、戸建て、アパートでちょっと分けた形でもし出るのであれば、またそういった数値をもとに、地域づくりとかということも考えていきやすいんじゃないかなあというふうには思うんですけれども、この点についてはどう思われますか。そういった数値が常時あればいいなあというふうには、そういった意見ですけれども。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 確かに委員言われるとおり、そういった実質の感覚に近い数値が出せれば非常にいいんですけれども、先ほども少し申しましたように、確認の手だてとしては、地番が同じというか、そういったものを手がかりにしか換算できませんので、隣地の地番でも同一世帯、2世帯になっておる場合、こういったものがカウントできないこと等もありますので、なかなかうまくそれがひとり歩きしないように上手に数字をつくるということが難しいかなということをおもっております。

あと、非常に手間がかかりますので、なかなかいつもというわけには今はいかない状況にあります。

今、可児市の自治会というのは、毎年自治会長にお配りしておりまして、この中でも一通り加入率についてはざっと出しております。その下には、これはあくまで参考値で、登録から算出しただけですよということは注意書きでは書いてございますけれども、やはり数字としては出ているものですから、その辺はちょっと心苦しいなと思っておるところです。

○委員（高木将延君） アパート云々の話も若干近いような話になるとは思うんですけど、グ

ラフとか、あと加入率だけを見ていると、ほぼ同じような推移で下がってきているかなというふうな感じも受けるんですが、登録世帯数がふえているところ、要は母体数が引越し等とかでふえているところの加入率の減少と、あと団地とかで全体的な高齢化で自治会活動に参加できないということでやめられているというようなところって、やはり問題点が若干違ってくるようなふうに思うんですが、これはそういう形で何かグループ分けというようなことはしていただけるといろいろ指標として見やすくなるのではないかなと思うんですが、何かそのあたり考えられていることはありますか。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 今の御質問は、こういった数値的なものを出す場合のグループ分けのようなイメージでしょうか。

そうですね。確かに地域によって状況は違いますので、こういった状況についてもう少し説明といたしますか、刊行物で出す場合に配慮したほうがいい部分があるとは思いますが。今も加入状況については、それぞれ地区による特徴といったものも書き込んで説明をした上でこの数値を上げておりますけれども、それぞれの課題につきましてはそれぞれの自治連合会の中で認識してみえて、自治連絡協議会の全体の中でいいますと、それぞれの悩みが他地区の悩みと共通項がないという悩みもございますので、どちらかという、各自治連合会の中でそういった課題について整理、協議していく、そういったことをお願いしていくことがいいのかなということをお思います。

○委員（高木将延君） 今の話の中で、やはり各自治連合会ごとによって問題が違うということだったので、これを聞いてどうなのかなとは思いますが、広見東なんかはちょっと急に加入率が下がっているように、ほかの自治会と比べると下がっているように見えるんですが、こういう何か特別動きがあったときの要因なんかは把握されているのでしょうか。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 詳しくそれぞれにおいてどういった要因があったかということを検証するまでのちょっと余裕はないんですけれども、こういった場合に考えられる場合としては、当該地区においてもアパートによる進出が多い場合にこういった傾向が出てきますので、そういった要因があったのかなということはお思います。

今ちょっとアパート等と言いましたが、等の中には例えば老人の入居施設とか、そういったものが大きく1棟建つと一挙に上がる傾向がありますので、あと病院とかそういった施設、そういったもので居住者が住居を移している場合には、そういったことが顕著になる場合があります。

○委員（伊藤健二君） 今のお話ですけど、等の中の、いわゆる老人入居施設があつて、住民票を持ってくる人も結構ふえているんですか。それはわかりませんか。

要するに、できるだけ分析を進めてもらって、平成27年10月に国勢調査がありましたが、平成17年と平成27年、10年間だけけど、この10年間、2期の国勢調査の変動の中の要因はすごく変わってきておるはずなんですよね。特にリーマンショックの人口動態については、人口ビジョンを見ると物すごくよくわかるけど、平成21年、平成22年のところで可児市でしかないような変化の仕方を出しているんですよ。

それからもう1つは、多文化共生の関係がありますけれども、外国人の国別が、ブラジルが半減して、逆に間隙を縫うようにフィリピンの方がふえておるといのがあって、先ほども出たけど、フィリピンがトップですよ。そうすると、アパートの動きにどういう違いが出てきておるかというのもある程度見られると思うけど、ただ戸建てとアパートをまぜこぜで議論すると全然話が見えてこないんで、そこはあえて多少のアンバランスは出るかもしれないけど、まずアパートはアパートで切り離して、戸建てを純粹に見たときに、戸建ての中でどういう要因でどこがふえているかという、それが地域別に違うので、一度課をまたいで検討がいるかと思うんだけど、地域振興課と人づくり課のほうとも連携をとりながら、一回よく検討してほしいと思うんだけどね。

大分それらしい検討は積み上げてきていると思うので、特徴づけが出ると思うんだけど、その辺はどうですか。何か問題意識が新しく展開・発展しているんですか。最後のところが質問です。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 今お話がありました外国人の方、特徴は、中での配分が大分変わってきておるとい現状があると思いますけれども、総数としての外国人の世帯数としては、ここの5年ぐらいで考えますと、総体としてはそんなにふえていない状況で、若干減るぐらいの状況です。ですから、個々の自治会という問題でクローズアップして考えると、外国人の影響というのは、大きくなる傾向よりも、今は少し小さくなる傾向にあると考えています。

今委員が言われたように、いろんな要因の中で、対応というものや対策とかそういったもので、市ができる分が見えてくることあるかもしれません。そういう意味では、これから先、そういった分析において、ほかの課が持っている情報等も利用しながら、さらに分析ができるようなことを考えていきたいとは思っています。

○委員（酒井正司君） 今お3人の委員の質問内容は、単純に数字を把握しておおまかな集計数字を見るということから一歩突っ込んで、自治会加入率をふやしたいと。現実がしっかり知りたい、把握したいという思いでおっしゃっているんですよ。

私も実はきのう近くの総会に出たんですが、やはりこの脱退が非常に問題になりまして、現実には99.7%なので、そんなに低くはないんです。低くはないんですが、僕らのときは99.9%だったので、えらい落ちたなあという印象なんですけど、ただその原因を見ると、役員がもうできんと、だから自治会もいつそのこと脱退だというのが多いんですよ。そうすると、ひとり住まいになって高齢になると脱退したいということなので、私は提案として、最高裁の判例でも共益費をもらいなさいと、自治会は任意団体なので強制はできんから、必要な義務として共益費を何らかの算出根拠を見つけてそれを出して、そういう協力を引き続きお願いしなさいという提案をしたんですけども、これから先、やっぱり自治会加入率って、単純にこうやって世帯数と加入の数だけやっても余り意味がないですな。

だから、前向きにその数字を使おうとすると、できれば、やれる範囲でいいですよ、それと公で発表するかどうかもともかく、そういう現実を、ひとり住まいで何歳以上だとか、介

護とか要支援ぐらいがもう入っているとか、これだったら数字を出せるよね、支援、介護が入ってくれば。だから、そういうところまで一步突っ込んでいただくと、市の重点方針にも入っていた支え合いの基礎資料になるなど。このまま支え合いだ、助け合いの福祉のまちづくりだ、住み心地なんだといったって、それはやっぱりそういうもとの現実をつかんで、それ相応の個々の対応をしていかないと、私は真のまちづくりにならんと。ちょっと要求が大き過ぎるんですが、できる範囲、あるいはできることがあればお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他にあと御発言はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、今皆様のほうからいただいた質疑等も踏まえた上で、今後委員会としてどうしていくかということをお話をしていただきたいと思いますので、ここで自由討議としたいと思います。今後の方向性ということで、今後どうしていくかということをお願いします。

○委員（伊藤健二君） 議員は大なり小なり各地元や近くの自治会へいろんな形で入ったり、協力をしています。それで、自分の町内会でも起きていますし、近くでも起きているのが、やっぱりさっき酒井委員がおっしゃられた、もうできんで順番を飛ばしてくれと。飛ばすのがだめだと、順番だというと、脱会するか休会するかと。昨日やった、でかい325世帯入りの土田としては最大規模の自治会では、休会措置をこれまでは5年認めただけでも、これをもう排除するとか、削除するとか、そういった規約改定議論まで含めて起きている状態があります。

かといって、これまで農業振興地域だった場所に、いろんな経過を経て、いわゆる若い世代の住宅が建つんですよ。300平米の田んぼを1枚潰すと、二、三個田んぼが潰れると、15軒から20軒ぐらい建っちゃいますわ。そこが、実は周辺にもとからある、土田の例ですけど、自治会に入っていないというところで、しかしそこには子供がいるんですよ。それで、周辺の古くからある歴史ある自治会のほうは、もう子供すらないと。

片方で子ども会ができる、しかし上に立つ自治会が存在しないという、ちぐはぐ状態が起きてきて、しかし学校は、連携をとっていく場合は自治会単位とか、小学校の地区役員とか小学校のPTAの担当役員とかというのは、みんな自治会をベースにしますでしょう。そうすると、話が通じてこないというか、とんちんかんになるし、非常時も含めていろんなことを考えると、本当に新しい形態での横の新たなつながり方も含めて検討していただく必要があるということなんですよ。

要するに問題の起き方がこれまでと少しずつ様子が違って、若い世代が自動的に自治会に入らないという、年寄りの方が年代が過ぎていって対応でき切れないからもうやめさせてくれという話とはまた別なんです。若いけど、向こうの隣の自治会でじいちゃんとかあちゃんがおるから、あっちで入ってもらっておるからわしは入らんとって入らん人もいるし、ざあっと若い人たちが家を十何軒つくったけど、ごそっと自治会に加入していないのが、例えば湯の華アイランドの近くにあるんですよ。だから、ああいうところ、水害が起

きたらどうするんだとって、直接土木部が連絡をとり合っただけでやっておるということになるんでしょうけれども、その辺、本当にこれまでと違うパターンで事が起き始めているので、その特徴づけもよく見定めつつ、やっぱり横のつながりを強めてやっていただくしかないだろうと思っているし、実態の部分は議員からもしっかりと市の担当課のほうへ報告、情報を入れながら、こういう形の問題が起きているよというやつをシビアにやっぱり早く伝えていくというのが絶対不可欠だなというふうには思います。

これをやったらいいよという解決策は、私はまだ見つけていませんけど、全体で連携し合わないとは解決しない。そういう点では、本腰を入れた対応が必要な時代に入ってきたというふうには思います。

○委員（川合敏己君） 私も伊藤健二委員と似たような意見です。

これは、自治会だけで頑張る、もしくは行政だけで頑張るとか、そういう問題じゃないんですね。結局やっぱり行政は行政で、越してこられた方に対して啓発も行わなければいけないでしょうし、また地域の自治会も、やはり一番地域のことをわかっていらっしゃるものですから、新しく家が建てばそこに勧誘に伺ったりとかというような自分たちの努力というものも、やはり全くこれは否めないわけでございます。

なので、こういった部分というのは、ただ伊藤健二委員がさっき言った部分の、もう少し今力を入れていかなきゃいけない、まさにそういう時代になってきたと思います。

なので、今までやっていることに加えて、さらにそれを徹底させていく、もしくはさらに発展させていくような活動というのが、行政も大切ですし、各地域でのそれぞれの自治会でも大切な活動の一つになってくるのではないかなというふうに私も思います。

○委員（酒井正司君） 全く同感なんですよね。

今本当に大事な時期だなあとと思うのは、何か逃げ得みたいな雰囲気になってきたら、これはもうえらいことですよ、もう自然崩壊しかないんでね。

一番今頑張ってくれているのは、自治会の役員だと思っている、危機感を持ってやってくれているんですよ。それを少しでもサポートできないかと思って、僕は予算決算で質問したんですけども、役員を見放すというか、後ろについているよという姿勢だけでもやっぱり行政で見せてほしいなあとと思うのは、例えば消防団の募集をかけてもなかなか集まらんというのはマンネリ化していますけど、でも広報なんかは結構頑張って宣伝してくれていますよね。消防団に理解を示してくれとか、それぞれでいろんなことを載せてはいますけど、自治会勧誘って余り僕は見た記憶がないんですけど、ありましたかね。

あったかなかったかはともかくとして、例えば転入届のときをお願いというか、自治会の説明であったり、使命というか、互助の大事な組織ですよみたいなものを渡すとか、あるいは公民館に置くとか、広報はそれなりに自治会組織を利用して、配布が中心ですけど、それ以外の方法でも随分されているので、何らかの形でリーフレットか啓発のグッズみたいなものを何か考えていただけるとありがたいなあとと思うんですが、何かアイデアありませんかね。よそでやっていないですかあ、そういうことって。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 今委員が言われたように、転入の際には、カラーのパンフレットを印刷しておまして、自治会活動とはこういったもので、自治会に加入してくださいみたいな、そんなリーフレットは転入の方にお渡しするように今もやっています。

あと、少しお話ししましたけど、自治会のハンドブックというものをつくろうとして今走っております。特に自治会長は、単年で1年で終わってしまったたり、そういった場合が多くて、自治会活動についてうまく説明できないまま、勧誘も上手にできないまま終わってしまうということもあるということもありまして、そういったものを、自治会の活動というのはこういうものですよとか、こういった意義がありますよとか、いろんなことを一目でわかるようなものを印刷物でつくって、それぞれ自治会で会長がそれを見て、参考にして活動ができるように、そういったものを今つくろうとしておまして、自治連絡協議会の中で、これまで2回ほど編集会議もやっています。今年度中にそれをつくろうということで今準備しておりますので、そういったものを今手がけておるところでございます。

○委員（酒井正司君） 委員会の先進地視察が、とりあえず地べたをしっかりと確認しようということで市内の設備等を視察したんですが、自治会加入率の高いところの先進地視察なんてやってもいいんじゃないですかなあ。ただ、同一規模とかの類似団体といっても条件が余り違って意味がないので、何かすごく成果を上げているようなところがあれば、ぜひ委員会としても自主的に動かないといかんのじゃないかなあと、本当に今大事だと思うんですね。委員長どうですか、御答弁どうぞ。

○委員長（野呂和久君） 先ほどのお話のように、同じ自治会でも地域ごとに課題が若干もしかしたら違いもあったりして、それをきちっと把握して、地域のそれぞれの現場の課題は何かというのをしっかりと把握するという意味では、先ほど皆様が言われた、そうした数値的なところも含めてそういうのをしっかりと把握した上で、じゃあ実際の課題は何というところで押さえてから、じゃあその課題のために、これを課題にするための先進的な地域を視察に行くということはあるかなというふうには思いますので、まずは状況をしっかりと把握するというのが大事なかなと。その上でその課題についての先進地を視察するという、一段、二段という形でやってはどうかというふうには思います。

○委員（高木将延君） 今ちょっと視察の話とかも出たのであれなんですけど、武蔵小杉だったか武蔵小山だったかちょっとわからないんですけど、あっちのほうで、自治会の事務的作業がやはり皆さんおっくうで役員をやられないということで、NPO団体か何かかわりにやっているというような事例があったように、ちょっと調べてみないとわからないんですけど、何かそのあたりも一緒に含めて視察先とか考えてもらえるとおもしろいかなというのは思います。

あともう1点、さっきからアパート等が外されて議論になっているんですが、子供ですとやっぱりアパート住まいの方が多くて、せっかく自治会のほうで子供のためにといろいろな企画されているのに、その子供の世帯が自治会に加入していないという。あと、通学なんかの安全の面で自治会のほうから見守り隊等の役をお願いされている方も、その子供たち

は自治会に入っていないというようなことが多くて、役の公平性だとかそういうことを考えると、一律に全部同じような会員というわけにはいかないかもしれないんですけど、アパート等に住まわれている方もある程度考えていかないといけないんじゃないかなあとは思いますが。

○委員（川合敏己君） 今こういった意見もあったんですけど、今これ以上自分は知識がないものですから、どういったところがいいとかというのは言えないんですけど、私もそういうのは調査研究して一度視察に行くというのも一つの手だとは思っております。

また、自治会加入条例というのは基本的にはないとは思いますが、それに類推するような条例を持ってそれがうまくいっているような事例があるのであれば、またそういったものも一つの参考にもなるかもしれませんし、一度もう一回ちょっとリサーチをして、方向性としては、もしいいところがあれば、ぜひ視察に行ってみたいなというふうには思います。

○委員長（野呂和久君） それでは、他に御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時14分

再開 午後 2 時16分

○委員長（野呂和久君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、皆様の御意見をいただきました。今後、委員会として自治会加入につきまして引き続き検討課題としていくということで、研究または視察等も含めまして対応していくということで結論をいただきました。

以上の結論でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは引き続き、都市計画道路についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、よろしく願いいたします。

資料ナンバー 9 をお願いいたします。

今回、都市計画道路についてということで、説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

ここにまず書いてございますが、都市計画道路とは、都市計画法第11条第1項に掲げる都市計画において定められた都市施設であるというふうにして書いてございます。

そもそも都市計画とは何かということから少し始めさせていただきますが、都市計画とは、都市のあるべき姿、これは人口であったり、土地利用であったり、あるいは主要な施設ということになります。そうしたものを想定いたしまして、その実現のために必要な規制であるとか、誘導であるとか、あるいは整備を行うことで、都市を適正に発展させようとする

る方法や手段のことであるというふうに言われております。

都市計画には実は3つの大きな柱がございまして、1つは今申し上げた土地利用に関する都市計画、それから2つ目は都市施設に関する都市計画、それから3つ目が都市計画事業に関する都市計画というのがございます。

このうち都市計画道路については、2つ目の都市施設に関するものということになります。都市施設には、道路のほかに公園や緑地、それから下水道というものがあるということがございます。

可児市は、ちょっと古くなりますが、昭和46年に全域が都市計画区域というふうになりまして、都市計画法に基づくまちづくりを進めてまいっております。都市計画道路につきましては、幹線道路を中心に、骨格となるネットワークを形成する道路を都市計画道路として指定をしてきたという経緯がございます。都市計画道路には、国・県道を含む幹線道路、それから市内の各拠点を結ぶ道路を中心に指定を行っております、いわゆるそれよりも下ということではないですが、生活道路のようなものは指定をいたしておりません。

本日は都市計画の総括図もあわせてお配りをいたしておりますが、ごらんをいただきますと、可児市、皆さんに御案内のとおり、市街地が分散をしている、いわゆる多核型の都市構造だということがありますので、そうした各拠点を結ぶ道路網、それから可児市と周辺の都市を連絡する道路網を組み合わせた、いわゆる放射状の道路ネットワークを構築しているということがわかっていただけるのではないかなと思います。

現在、可児市では、合計で27路線、9万670メートルの道路を都市計画決定いたしております。資料のほうでは、裏側にその一覧27路線、それから反対側には整備の状況が書いてございます。状況図を見ていただきますと、青色が改良済み、緑色が概成済み、赤が未改良ということですが、既に整備済みの路線もございまして、計画幅員は確保はしていないものの交通の用には供している程度の概成済みの路線、そして未整備の路線と、まだまだございます。ちなみに可児市の都市計画道路の整備率というのは、平成26年3月31日現在で、約51%というふうになってございまして、岐阜県の平均より若干高くなっているというような状況でございます。

現在、可児市の都市計画道路の整備事業といたしましては、御案内のとおりでございますが、市の事業として、先ほど都市整備課からございました可児駅前線、それから二野大森線、これは土木課で市道改良としてやっておりますが、これを可児市の都市計画道路の事業としては2路線、現在施行いたしているところでございます。

また、県の事業といたしましては、広見宮前線、これは県道土岐可児線でありますけれども、こちらの整備を現在行っているというところでございます。

今後、我々のほうといたしましては、長年懸案になっております広見土田線の延伸ということで、これは県道でいうと菅刈今渡線、それから沢渡土田線の延伸などを検討していきたいなあというふうに思っているところでございます。

また、あわせまして今後の予定ということでございますが、将来の交通のネットワーク、

例えばこれから人口が減っていくとか、あるいは土地利用の状況、新たな土地利用も発生してくるなど、今後の交通量の推計などを勘案しながら、都市計画道路の見直しというものも適宜行っていかなくてはならないというふうに思っております。

といいますのも、都市計画道路として都市計画決定をいたしますと、その道路の予定区域内にはいわゆる私権制限がかかりまして、堅牢な建物は建てられないということになっております。それだけ都市計画決定をする意味というのは大変大きいものがございまして、都市計画道路の見直しについても、現状をしっかりと把握するということと、それから将来の見直しを立てるということで、例えば廃止をしてしまうとか、あるいは幅員を変更するとかということも適時適切に行っていかななくてはならないというふうに考えております。

可児市におきましても、全国的にも人口が減少するトレンドのある中ではございますが、市民の皆さんにとって真に必要な道路が何かということ、現在もまだ未整備のところもございますので、そうしたこともしっかりと把握をしながら方向性を定めていかなくてはならないというふうに考えているところでございます。

大変簡単ですけれども、説明については以上でございまして。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

今御説明をいただきました。これにつきまして質疑等がございましたらお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） この進捗、整備状況表、大変貴重な資料、大変ぎっしりと、ほとんどどこがどこかわからんぐらいに書いてあるんですが、平成26年3月31日現在となっているので、2年後のここの3月末ぐらいでも、基本的にはこの表で変わっていないという理解でよろしいですか。

○都市計画課長（田上元一君） おおむね変わっていないというふうに御理解いただいて結構でございます。

○委員（伊藤健二君） そうしますと、この線の特に赤色である未整備部分が問題意識の対象ですけれども、この図柄と格好とあわせてこの一緒にいただいた大判をなぞれば、大体ここが何らかの事情・理由で未整備だということですね。細かい点はまた聞かせていただきに伺いますが、よろしく願います。どうもありがとうございました。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見とか御質問等はございますか。

○委員（高木将延君） 簡単に結構ですが、未整備のところというのは、主な理由というのは、やっぱり利用頻度の問題なのか、土地買収の問題なのか、全く計画の順番性なのか伺います。

○都市計画課長（田上元一君） 都市計画道路、まずは都市計画決定というのが入り口にございまして、その後に都市計画事業、これは市道改良みたいな形もありますが、事業になっていきますが、おおむねの都市計画、20年後、30年後を見越して計画を立てるというふうになってございます。現在の都市計画の道路というのも、すぐできれば申し分ないのですが、予算的なこともあり、できていない、順番の世界というのが一番大きいというふうに我々は思っています。

ただ一方でいいますと、長年その都市計画決定を打ちながら事業がされていないというの

も確かにございます。現実的には、そちらのあたりがこれから見直しとかが必要になります。ちょっと過激な発言になりますが、うちのところは都市計画決定が打ってあるのになつたらやるんやという話も確かにございます。

そうしたことに關しては、例えば現実的に本当にそれだけの用に供しているかどうか、交通量があるのかどうか、それから土地利用の状況がどうなのかということをはっきりしながら、例えば今の本当の計画幅員でいいのか、もう少し狭くてもいいんじゃないかという議論もありますし、いやいやもっとこのまましっかり行くべきだという議論もございます。さらには、もうこんなの要らんから廃止してしまつたらどうかという意見もございます。

それは、我々の数値的なものと、それから地元の皆さんの声も聞きながらということになりますので、まずもって今の決定を踏まえながら、これをどうしていくかというのが、常時我々にとっては課題になっているというところだと思っております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） それでは、他に御発言もないようですので、この件に關しましては以上で終了させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、以上で終了させていただきます。

続きまして、組織機構の再編についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（守口忠志君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料ナンバーの10番をごらんください。

こちらの資料につきましては予算決算委員会のほうと同じ資料でございますので、そちらの内容といたしますか、それにあわせまして、今、組織のそれぞれの係の内容についてちょっと詳細な説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず建築指導課、現行の課は、建築係、土地利用係、住宅係と営繕係という4係で構成されておりました。そちらにつきまして、建築行政部門と施設・住宅部門の2つに分けて、新たに建築指導課に分けまして、施設住宅課という2つの課で2係ずつということで、建築指導課で建築係、土地利用係、施設住宅課で施設係、住宅係というふうな形で組織のほうの編成がされております。

まず建築指導課の建築係でございますが、こちらのほうの業務といたしましては、建築確認、それから道路判定、狹隘道路、それから違反指導、それから耐震施策、それから長期優良、それから低炭素、それから午前中に申し上げました新たな業務としまして、建築物省エネ法の認定などがございます。

土地利用係につきましては、都市計画法の開発指導、まちづくり条例による事前協議などがございます。

この2つの係で建築指導課と、平成28年度からの体制となります。

もう1つのほうの施設住宅課のほうでございます。こちらにつきましては、住宅係と、もともと昨年度までは営繕係でしたのが、施設係というふうに名前は変えさせていただいてお

ります。

まず住宅係のほうでございます。昨年度までは市営住宅の管理、空き家・空き地バンクの運営を行っておりました。今年度からは、昨年度まで環境課、防災安全課、建築指導課の3課で空き家等の適正管理に関する業務を環境課を窓口としまして行っていたところでございます。そういった業務をこの住宅係で、今後ここを所管課として進めていく予定でございます。それで、必要に応じまして、草木に関することは環境課、防犯に関することは防災安全課、建築に関することは建築指導課のほうへ、それぞれ必要に応じて協議をさせていただくという形で、窓口も一本化して、施設住宅課の住宅係が、ここが窓口という形になってまいります。

それから、施設係のほうですが、こちらにつきましては市有施設の営繕、それから設計監理委託業務、それから予算財政のほうの指導、定期報告などを行っております。今後予測される大きな事業としましては、駅前の子育て支援施設、それから文化創造センター a l a の設計委託など、あと小学校の改修工事、その他もろもろの営繕工事を担当させていただくことになると思います。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） ここに書いてあるように、増加する建築行政への対応と住宅施策の推進を図るということで、今度の組織機構改革の一部再編については、再編する理由と目的が極めて明快ですよね。大変これはいいことだと思います。

願わくば、個別的に前から言っておることですけれども、この課と係の配置を見れば、書いてある字体が違うだけで、書いてある日本語の文字は一緒ですよ。営繕というのが施設係に変わったのかなと勝手に想像してしまうぐらいの話で、要するに中身としては、対象分野は新たにつけ加わってきているものがあるけど、先ほどの建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係とかいろいろあるわけで、私は個別的には耐震の問題をもっともっと進めてほしいと、それは今の可児市にとって必要だという話をしていました。

そうすると、ここで具体的に確認したいのは、方向性としてやっぱり係を、人員ですよ、リーダーシップをとって頑張ってもらい、相対的には若手の職員がいるんだろうと思うんです。そういうことについては、残念ながらまだ色よい返事が部長のほうにおりてきていないみたいだから、これ以上は部長に答弁を求めても意味がないのでしませんが、組織的にこれだけやっていくなら、やっぱり必要な人員配置をきちっと市長のほうに求めていくという、そういう方向づけが必要だろうと思います。

それからもう1つは、そうはいっても一足飛びにすぐふやしてもらえないという現状の中で、どうやってやるかという点でいうと、単に個別アルバイトの話じゃなくて、1級建築士とか、こういう関連した耐震技術にかかわってきた人、建築家協会の関係も含めて、大分お世話になってますよね。その人たちが一定年齢がここの間十何年たってきておるんで、現役を少し外れるけど、パソコンをいじって時間なら結構とれるから手伝ってあげるよという善意の半分ボランティア的な人も含めて、一定の評価で再組織して、足りない部分、技術は

あるけど、口もうるさいけど、それでもしっかりと市としてやりたい部分をやってもらうときに手伝ってもらえる人を組織すると、それですらないでいくと。今まだ若手がなかなか得られんと思うので、そういう人をゲットしながら、その人たちとペアを組ませて発展させながら、行く行くは組織的なその体制を充実させるという方向へやっぱり持っていくような、ちよっと目先を長く見定めた対応を具体的に始めてもらうということが必要じゃないかと思いますが、その辺のお考えはいかがですかという質問です。

○建築指導課長（守口忠志君） 伊藤健二委員がおっしゃられる件でございます。

まず人間的な部分につきましては、当然組織のことでございますので、限られた人員の中でやるというところでございます。うちとしましては、やはり人員は確保しながら、本当に積極的に業務に携わっていきたいというふうに考えております。

ですが、なかなか限られた人員の中ですので、後段でお話しいただいた点ですね、その辺について、これからいろんな形で調整しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

御発言もないようですので、以上でこの件につきましては終了いたします。

その他、皆様のほうから何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、御連絡をさせていただきます。

今月3月28日月曜日に、多文化共生センターフレビアに市内視察という形で行くことに決定いたしました。午後1時30分から、現地に伺います。そして、指定管理の可児市国際交流協会からいろいろ御説明をいただきたいと思っております。今やっという事業等を説明をいただきたいと思っておりますが、それ以外でこういうことを聞きたいということがございましたら、御発言をお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、事業説明を中心に御説明をしていただくということで進めていきたいと思っております。

それでは、以上で建設市民委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後2時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月14日

可児市建設市民委員会委員長